

326.8
SH96
⑤

問答式国防保安法早わかり

商工経営研究会編



0016401000

0016401-000

326.8-Sh96ウ

国防保安法早わかり

商工経営研究会・編

大同書院

昭和16

ACG

法安保防國

編會究研營經

りかわ早

—きべる守の民國

?か何はと密機家國—

納本

兌發院書同大



326.8
SH96



商工經營研究會編

問答式

國防保安法早わかり

——國民の守るべき國家機密とは何か？



大同書院發兌



国防保安法早わかり

目次

- 一、国防保安法はどうして公布されたのですか……………一
- 二、本法は如何なる罪に關する事件について適用するのですか……………二
- 二ノ二、本法は如何なる者及場合に罰せられるのですか……………五
- 三、国防保安法に於て國家機密とは如何なるものを指すのですか……………八
- 三ノ二、軍機保護法に依る軍事秘密とは如何なるものを指すのですか……………一七
- 三ノ三、然らば軍用資源秘密保護法に依る秘密とは如何なるものを指すのですか……………二五
- 四、本法の罰則は如何なる者に適用するのですか……………三〇
- 五、業務に因つて國家機密を知得したり又は領有したる者が之を外國に漏したり公にしたるときにはどんな罰則が課せられますか……………三五

- 六、業務によつて國家機密を知得又は領有したる者が他人に漏泄したるときはどうか罰せられますか……………三九
- 七、業務に因つて國家機密を知得又は領有したる者が過失に因つて外國に漏泄し又は公にしたるときにはどうか罰せられますか……………四〇
- 八、外國に漏泄又は公にする目的を以て國家機密を探知又は収集したる者はどうか罰せられますか……………四一
- 九、然らば業務に因る違反でもなく又外國に漏泄し若くは公にする目的もない以外の理由に因るときはどうかなりませうか……………四二
- 一〇、大臣が事務上必要な範圍内で漏洩した場合はどうかなるのですか……………四四
- 一一、官吏が發表するに差支ない場合の區別はどうすればよいのですか……………四四
- 一二、役人が政治的に見て有益であると思つて發表した場合はどうかなるのですか……………四四
- 一三、外國に通報する目的を以て國防上の利益を害すべき外交、財政、經濟其の他の情報を探知又は収集したる場合にはどうか罰せられますか……………四五
- 一四、外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的で治安を害すべき事項を流布したる場合にはどうか罰せられますか……………四七

- 一五、外國と通謀又は利益を與ふるために金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給を阻害したる場合にはどうか罰せられますか……………四九
- 一六、犯罪行爲を組成、犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物並に其の犯罪行爲より生じ若は得たる物は總て没取するのですか……………五〇
- 一七、檢事に被疑者を召喚する強制權をどうして與へたのですか……………五一
- 一八、斯かる犯罪檢舉にはどんな施設を設けるのですか……………五四
- 一九、被疑者の措置はどうかするのですか……………五五
- 二〇、被疑者は如何なる場合に勾留されるのですか……………五五
- 二一、勾留は留置場を以て監獄代用にするのですか……………五六
- 二二、勾留の期間はどうか定められて居りますか……………五六
- 二三、訊問を行ふことが出来ますか……………五六
- 二四、押收、搜索、檢證は出来ますか……………五八
- 二五、外國船舶又は外國航空機が禁止又は制限區域に侵入したる場合はどうか措置するのですか……………五九

- 二六、辯護人は何故司法大臣の豫め指定したる者でなければならぬのですか……………六〇
- 二七、本法に依る罪について控訴審を省略したのはどういふ理由ですか……………六三
- 二八、本法に關する罪は陪審に附せられるのですか……………六四
- 二九、刑事手續について他の準用すべき法令はどうか……………六五
- 三〇、本法施行に當つての経過規定はどうか……………六六
- 三一、本法は緩和、改廢せられるのですか……………六七
- 三二、本法に對する陸軍當局の考方はどうか……………六八

(參考)

國防保安法關係法規

- 一、國防保安法案理由書……………七一
- 二、國防保安法 (昭和十六年三月六日法律第四十九號)……………七二

—(終)—

國防保安法早わかり

商工經營研究會

一、國防保安法はどうして公布されたのですか

近代戰は所謂國家總力戰でありまして、戰場に於て科學兵器を使用すると同様、之が實踐手段の一として諜報、宣傳、謀略等の秘密手段が作戦地は固より國內に於ても極めて活潑に行はれますことは、今次の歐洲戰爭に於けるドイツの第五列の活動に俟つ迄もなく既に御承知の所であります。申す迄もなく敵性國は單に軍事に關する事項に止らず、外交、財政、經濟等各方面に亘る國家の重要機密は勿論、廣く國力を探知収集致しまして、軍事、外交に利用する外、更に其の獲得資料を利用して、積極的に之を或は宣傳に或は謀略に悪用し、相手國を内部的に崩壊せしめんとして居るのであります。段々戰爭が持久性を帯びるに従つて斯の如き秘密手段は益々複雑となり又愈々活潑となつて、之が戰爭の勝敗に重大の影響を招來することは、過去の世界戰史にも明かたところであります。我國目下の情勢は敵性國の秘密戰的策動を封殺して、總力戰態勢の強化を圖るの急務なるものがあることは御承知のところであります。我國に於ては從來この種軍事上の秘密を保護するものとしては、軍機保護法、軍用資源秘密保護法其他軍事上の秘密



を保護すべき法規は存在して居るのでありますが、右の如く外交、財政、經濟等の廣範圍に亘りたる國家の重要機密を保護すべき法規、竝に外國の行ふべき宣傳謀略を防止すべき法規は、遺憾ながら未だ不備なるを免れないのであります。今や内外の諸情勢の切迫し來つて居る我國としては、此の際敵性國の秘密戰的策動を防止すると共に、是等に對處すべき準備を設くるの必要があるのであります。

又是と同時に右の國家機密のみならず、既存の法律に規定せられて居る所の軍事上の秘密等に關する罪其他外國の諜報、謀略活動を防止すべき法令の違反事件の捜査に付ては、捜査機關をして一元的に連絡統一ある活動に依り、一舉にして外國の諜報謀略網を檢舉せしめ、且つ捜査手續の敏速適正を圖り又裁判手續も亦之を敏速化し且つ審判の過程に於て國家の重要な機密を外部に漏泄することを防止する等の爲に必要な規定を設け、以て戰時下に於ける國防國家體制の完璧を期せんとし本法を公布するに至つたのであります。

二、本法は如何なる罪に關する事件について適用するのですか

本法の規定は次に掲ぐる罪に關する事件に付、之を適用することになつて居るのであります。

- 一、本法第三條乃至第十三條の罪
- 二、軍機保護法第二條乃至第七條及び此等に關する第十五條乃至第十七條
- 三、軍用資源秘密保護法第十一條乃至第十五條、第十九條
- 四、刑法第二編第三章

- 五、陸軍刑法第廿七條乃至第廿九條及び此等に關する第卅一條、第卅二條、第卅四條
- 六、海軍刑法第廿二條乃至第廿四條及び此等に關する第廿六條、第廿七條、第廿九條
- 七、國家總動員法第四十四條の罪

本法の規定は外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て犯したる左に掲ぐる罪に關する事件に付亦之を適用するのであります。

- 一、軍機保護法（前項第二號に掲ぐる罪を除く）
- 二、軍用資源秘密保護法（前項第二號に掲ぐる罪を除く）
- 三、要塞地帯法
- 四、陸軍輸送港域軍事取締法
- 五、明治廿三年法律第八十三號（軍港要港規則違反者處分の件）
- 六、軍用電氣通信法
- 七、國境取締法
- 八、刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八章、第二十六章第二十七章及第四十章
- 九、朝鮮刑事令第三條

- 一〇、陸軍刑法第二編第一章（前項第二號に掲ぐる罪を除く）第八章及第九十九條

- 一一、海軍刑法第二編第一章（前項第二號に掲ぐる罪を除く）第八章及第百條
- 一二、治安維持法
- 一三、大正十五年法律第六十號（暴力行為等處罰に關する法律）
- 一四、爆發物取締罰則
- 一五、匪徒刑罰令（明治三十一年律令第二十四號）
- 一六、不穩文書臨時取締法
- 一七、通貨及證券模造取締法
- 一八、通貨及證券模造取締規則（明治三十六年律令第十四號）
- 一九、明治三十八年法律第六十六號（外國に於て流通する貨幣、紙幣、銀行券、證券偽造變造及模造に關する法律）
- 二〇、治安警察法
- 二一、大正八年制令第七號（政治に關する犯罪處罰の件）
- 二二、外國爲替管理法
- 二三、關稅法
- 二四、昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等に關する臨時措置に關する法律）
- 二五、船舶法

二六、航空法

二七、電信法

二八、無線電信法

二九、國家總動員法（前項第二號に掲ぐる罪を除く）の罪

第十六條について議會に於て行はれたる論旨は次の如きものであります。

問 從來の行政執行法による不法檢束をやめて、檢事の搜查權の發動を本法により合法化すると云はれたが第十六條に列擧してゐる法律は著しく多い「外國に利益を與ふる目的をもつて」と認定され、ば殆どすべての犯罪が本法により檢事中心に行はれる。

本法は其の意味で現行刑事訴訟法の大改革である。

答 第十六條には多くの法律を列擧してあるが外國に利益を與ふる目的を以てかゝる犯罪を犯すものが日本國民にさう澤山あるとは思はれない。

二ノ二、本法は如何なる者及場合に罰せられるのですか

本法は大體次の如きことをなしたる者及場合に夫々罰せられることになつて居るのであります。

一、業務（國家機密を取扱ふことを職務とすることを謂ふのであります）に因つて國家機密（國防上外國に對し秘匿することを要する外交、財政、經濟其の他に關する御前會議、樞密院會議、閣議又は之

に準ずべき會議に附せられたる事項及び其の會議の議事、帝國議會の秘密會議に附せられたる事項及び其の會議の議事、右の會議に付するため準備したる事項其の他行政各部の重要なる機密事項及び之を表示する圖書物件を謂ふのであります）を知得しまたは領有したる者がこれを外國（外國のために行動する者および外國人を含むのであります。）に漏泄し又は公にしたるとき（死刑または無期もしくは三年以上の懲役）

二、外國に漏泄し又は公にする目的をもつて國家機密を探知し又は収集したる者（一年以上の有期懲役）右の目的をもつて國家機密を探知し又は収集したる者がこれを外國に漏泄し又は公にしたるとき（死刑又は無期若しくは三年以上の懲役）

三、第三條及第四條に規定する原由以外の原由に因つて國家機密を知得し又は領有したる者がこれを外國に漏泄し又は公にしたるとき（無期または一年以上の懲役）

四、業務に因つて國家機密を知得し又は領有したる者がこれを他人に漏泄したるとき（五年以下の懲役または五千圓以下の罰金）

五、業務に因つて國家機密を知得し又は領有したる者が過失に因りこれを外國に漏泄し又は公にしたるとき（三年以下の禁錮または三千圓以下の罰金）

六、國防上の利益を害すべき用途に供する目的をもつて又はその用途に供せらるゝ虞あることを知りて外國に通報する目的をもつて外交、財政、經濟その他に關する情報を探知しまたは収集したる者（十

年以下の懲役）

七、外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的をもつて治安を害すべき事項を流布したる者（無期または一年以上の懲役）

八、外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的をもつて金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給の阻害その他の方法により國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行爲をなしたる者（無期または一年以上の懲役、亦右の罪を犯したる者には情狀に因り十萬圓以下の罰金を併科することを得ることになつて居るのであります）

九、上記第一乃至第三、第六、第七の未遂をなしたるとき。

一〇、上記第一乃至第三、第七又は第八の罪を犯すことを教唆したる者（被教唆者その實行を爲すに至らざるときは十年以下の懲役に處せられるのであります）亦之の場合右の罪を犯さしむるため他人を誘惑し又は煽動したる者（十年以下の懲役）第六の罪を犯すことを教唆したる者（被教唆者その實行を爲すに至らざるときは三年以下の懲役に處せられるのであります）亦この場合第六の罪を犯さしむるため他人を誘惑し又は煽動したる者（三年以下の懲役）

一一、上記第一乃至第三、第七又は第八の罪を犯す目的をもつてその豫備または陰謀を爲したる者（五年以下の懲役）第六の罪を犯す目的をもつてその豫備または陰謀を爲したる者（二年以下の懲役）

三、國防保安法に於て國家機密とは如何なるものを指すのですか

國防保安法に於て國家機密と云ふのは第一條に規定してある如く、國防上外國に對し秘匿する事を要する外交、財政、經濟その他に關する重要な國務に係る事項でありまして、次に掲ぐるものに該當するもの及び之を表示する圖書物件（物件とは模型を以て作り又は表はしたものを謂ふのであります）を謂ふことになつて居るのであります。即ち、

- 一、御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準すべき會議に付せられたる事項及びその會議の議事
- 二、帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及びその會議の議事
- 三、前二號の會議に付する爲、準備したる事項その他行政各部の重要な機密事項

以上のものを本法に於ては國家機密と稱して居るのであります。本法に於て謂ふ國家機密とは、本來の機密、すなはち自然秘の機密にして指定により機密性が附與されるのではなく、本來の機密事項であります。その範圍は國防上外國に對し、秘匿を要する事項でありますから、範圍は極めて狭く、高度の秘密性を有するものであります。

機密の範圍は政府の指定をまつて定まるのではなく、限界は客觀的に自ら定つてゐるのであります。實際上の取扱としては別に規定を設けて主務大臣または會議の議長が指定を行ふことになるのであります。

二省以上の關聯する問題に關しては主務大臣間で協議の上指定し、指定の上は事務を扱ふ最小の範圍の係官に之を示して一般に擴がることを防止すると共に、本法の萬全の運用をはかり効果をあげる實際措置として全國主要都市に防諜係檢事を配置し、犯罪檢舉にあたらせる方針であります。また檢舉稟議制を新たに設け檢事總長を経て司法大臣に稟議し、法相は關係各省と協議、限界を明確にした上で内外の情勢と既合せ大局から判斷して犯罪檢舉を行ふことにすることになつて居るのであります。

本法は國民を罰せんとするのでなく、賣國の行爲の如何に恐るべく、憎むべきかを國民に徹底させ一人の犯罪者も出さぬやうにするといふのが本法の目的であります。さて、

本法は第一條第一號に御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準すべき會議に付せられたる事項及其の會議の議事とありますが、茲に問題となるのは「之に準すべき會議」とは如何なるものかと云ふことになるのであります。政府の説くところに依れば、例へば内閣に於て必要とされる場合に行はれる四相會議とか、或は五相會議の如く或事項につき特に關係大臣を中心として爲す會議等を指すものと謂はれて居るのであります。

更に「會議の議事」とは指定の議題並に關聯して爲されたる發言又は説明等を謂ふことに解されて居るのであります。本號について議會に於て問題となつたのは御前會議に出たものは全部が機密となるのか、一部が機密となるかについて質問が行はれたのであります。刑事局長の答辯するところによれば之は其の内容の全部なるか一部なるかについては主管廳に於て夫々決定する旨を述べて居るのであります。國家

機密が全部なるか一部なるかについての決定は單に御前會議のみならず、樞密院會議並に閣議の場合でも同様主管廳に於て夫々決定すると答辯されたのであります。

然らば第二號に於て帝國議會の秘密會議の議事の内容については如何にして國家機密なることを明にするかといふ問題となつたのであります。當局の説明によれば議會の秘密會議事項については、夫々主管廳に於て説明を爲す際に本事項については國防保安法に於ける所謂國家秘密なることを明瞭にして、議員に注意を喚起することになつて居ると述べて居るのであります。

之に對して更に議會に於て問題となつたのは、議會の秘密會議の説明に於ては一々國家機密たることを示すといふが、其の中には一から十迄全部即ち機密に亘る數字と亘らざる數字と説明があつた場合に、其の機密に亘らざるものも、外部に公にすれば本法犯罪に該當するかとの質問に對し、當局は前言通り「此の部分は機密である」と言つた部分以外は機密とはならないと繰返し答辯されたのであります。

次に第三號に於ける準備したる事項とは會議に付する案、其自體及之に附屬する一切のものを含むと解釋されて居るのであります。又「行政各部」とは各官廳の意義に解し例へば内閣（企畫院、情報局）各本省、朝鮮總督府等の如きものを謂ふことになつて居るのであります。

然らば茲に問題となるのは行政各部の重要な機密事項とは如何なるものを指すかといふことになるのであります。之が大體の當局の指示するところによれば各官廳の極めて程度の高い國家機密を指すと謂はれて居るのであります。

然らば高度の機密に客觀的な基準があるかとの質問に對して、軍の機密とは軍機保護法に規定されて居る軍事秘密以外には高度の機密といふものはないし「軍事極秘」といふものも「軍事機密」と同様に取扱ふが、其よりも低度の軍事以外の國家機密であることを明にしたのであります。

議會に於て問題となつたことは、國家機密を守らねばならない官吏、軍人、議員、吏員以外に業務關係で國家機密を知り得る地位の人ほどの程度が國家機密なるやについて疑問を持つことになるが、業務者に國家機密を知らしめる方法はどうすべきか、亦永久に之を機密とするのか又は解除する時があるかについての質問に對して、業務に依る國家の機密は一々其の業務者に其の都度具體的に説明することになつて居るし、亦所謂「業務により」とは新聞記者が國家の機密を知つたが如き場合を指すのではなくて、國家機密を取扱ふことが業務の一部を爲して居るものが國家機密を取扱ふ場合であつて、例へば新聞記者の如きは本法の第五條の場合に入ることがあると説明されたのであります。

以上を要約すれば第一條の國家機密とは本來の秘密、即ち自然秘ともいふべき秘密であつて、軍用資源秘密保護法のごとき指定によつて秘密となるのではなくて、所謂本法の機密は本來の機密事項であるといふ點に於て差異を見出すことが出来るのであります。しかして國防上外國に秘匿することに限られてゐるから、その範圍も極めて狭く、かつ高度の機密であつて、小範圍に限定せられるわけでありましたが、茲に注意を要することは曩にも述べたる如く、本法第一條には所謂軍事上の機密は包含せられてゐないのであります。従つてこの限度に於ける自然秘でありますから、自然この種の秘密はこれを取扱官吏が漏さな

ければ一般國民は關知しないものであります。國家機密の範圍は自然秘の性質を持つてゐるから政府の指定をまたず客觀的にその限界は當然定まるものであります。尤も實際の取扱は不明確であるから別に規定を設け、主務大臣または會議の長が指定し、事務の取扱上必要な最少範圍の係官に知らせると同時に、文章などには特殊の標識をつけることにする豫定であります。裁判所または検事は主務官廳に對し指定のあるなしを照會する等の方法に依つて確め、いやしくも國家機密を誤つて指定せざる様に措置を講ずる筈であります。

以上大體本法に於ける國家機密に關し述べ終つたのでありますが、最後に一般國民の本法に對する不安に對して一言致しますと、曩に述べたる如く本法第一條に規定された機密は國家の最高機密であつて、其の範圍は限定されて居るし、亦各官廳内部に於ては豫め上司の決裁を経て之は本法に所謂國家機密に該當するものなることを定めておくのでありますからして、本法に所謂國家機密たるものと然らざるものとの區別に付ては疑を生ずることはない筈であるし、又此等の重要機密は從來と雖も決して公表されてゐないものでありますから、一般には洩れる様なことが今迄でもなかつたのであります。即ち、最上層部の官吏とその事柄を取扱ふ關係官以外には本來知られてゐないものであります。誰でも知つてゐるといふ事柄ではないのであります。それを外國に知られることを防止するに過ぎないのであつて、従つてこの法律を設くることに依つて一般國民に對し非常なる制限を加へることにほならないと思はれるのであります。尙ほ其の他議會に於て行はれたる質疑應答は次の如くであります。

- 問 國家機密は客觀的に決まつてゐるといはれたが國家機密の認定をなすには一定の権限をもつものがするのか、大臣が決裁する場合と局長級以下が決裁を委されてゐる場合もある。誰が一體國家機密を裁決するのか地方においては最近經濟部長が國家機密をも握つてゐる。
- 答 各省については省議などにより大臣の決裁により國家機密を決定する
- 問 行政上の重要な機密事項の範圍を決めてやらぬと下の役人が困るではないか
- 答 地方官廳に對しては各省間に連絡をとつて協議の上で決める
- 問 國家機密の範圍を判斷するには最終的に誰が決める
- 答 最後は裁判所が判斷する
- 問 事前に流布されてゐながら改めて秘密と指定された場合如何
- 答 國家が決めれば國家機密となる
- 問 秘密要件はその都度當該官廳が決めるのか
- 答 秘密要件そのものを豫め發表すること自體が國家機密となるから抽象的に決めておくよりほかはない
- 問 秘密會の内容中國家機密と指定されない部分を公表しうるや
- 答 その場合は本法違反にはならぬ
- 問 委員會において秘密事項と指定されたものを委員以外の議員に内容を洩らした場合如何
- 答 その場合は本法に觸れる

問 議員は秘密會に傍聽の権利をもつてゐる、委員以外の議員に洩らすと違反になるとは不可解である

答 委員以外の議員に秘密の内容を洩らすとき衆議院議員が正當の業務としてなす場合は本法の違反にならぬ

問 出征者の數と戦死者の數を合せて説明した場合戦死者の數を公にしてよろしいか

答 そのとおりである

問 平素は機密でなくても秘密會において機密事項の中に包含して説明された場合これを公にしてよろしいか

答 その内容が秘密會において國家機密として發表されたといふ場合は本法にふれる

問 一たん國家機密となつたものは永久に國家機密となるか

答 永久の國家秘密といふものはない

問 國家機密を解除する旨の意思表示はないか

答 問題の性質により必要あらば一般的に公表する場合もあらう

問 官廳の秘、極秘との區別如何

答 陸軍で出した極秘、秘のごときものは國家機密ではない

問 本法第一條は國家機密の範圍限界を確立したものとと思ふ。しかして法令によつて國家機密に屬する範圍を限定するといはれたがその意味如何

答 勅令で國家機密の取扱について定めるといふので限度を勅令で定めるのではない。即ち國家機密たることを主務大臣が指定する場合取扱者に國家機密となつたことを知らさねばならぬ。機密の種類によつては公示するものもあるし、また國家機密を標記をつけるこの取扱方法を規定するのである。

問 國家機密事項の限度に關しては明瞭を缺く嫌ひがある。これを明瞭にすることが絶対に必要である。國民に公知されてゐる限界は第一條だけと思ふが如何

答 しかり

問 指定せられる國家機密は誰も知らぬことが原則になるこゝに非常な危険がある、國家機密の指定せられる限界について一般人は何も知らぬ。この點をどう考へればよいか

答 國家機密なりと知らずに公にした場合は罪にならぬ國家機密であらうと推測しながら、公にしたり新聞に載せたりすると法に觸れる

問 しからば國家機密の限度範圍は非常に大事なことになる、不知の事實を國民に要求する法律である。運用に際しては特に慎重を期する要がある第三條の「業務により」に該當する範圍は辯護士を保護せぬか

答 法定における手続きで辯護士が國家機密を知得したものを公にすれば犯罪になるが事件を依頼されて知つた場合は法に觸れない。これは他の場合にも同様あてはまる。

問 衆議院議員が秘密會等で知得した秘密事項を他の列席し得ぬ議員に對し、議院内部で説明し全部一體

となり法案を審議した上賛否の意見決定をなさねばならぬ。院内の行動は一體として機密事項を取扱ふ團體として扱ふべきものだと思ふが如何

答 秘密會で國家機密を知つた議員が他の議員に對し法案の審議等公務遂行上の必要に基いてこれを告げることが本法の罰則の適用を受けぬ。

問 すでに一般民衆の公知の事實は國家機密といふを得ないと思ふが如何

答 國家機密の一部が世間の一局部に洩れてゐる場合は國家機密なることに相違ない。これを公にすれば違反である。國民の一部が知る事實を政府が國家機密と指定した場合、國家機密たることを一般民衆が知らず、公にした時は犯意を缺くがゆゑに罪とならない。世間の全部が知悉せるものを過つて國家機密と指定した場合これは本來國家機密たるべきものではないのであるから、職務上の關係者も一般國民も本法に對する違反とはならない

問 監察制度は防諜關係に限るのか

答 必ずしも防諜犯には限らない。監察官は常に捜査方面に對する非難の點を監視し、もしかゝる點があれば本省に設けられる諮問機關に判斷してもらつて、諮問機關は申告に應じ責任を明らかならしめる

問 防諜係の檢事は何名くらゐ置くのか、豫算は如何

答 大體二十名で追加豫算で要求してゐる。

三ノ二、軍機保護法に依る軍事秘密とは如何なるものを指すのですか

軍機保護法に依る軍事上の秘密については同法第一條第二項に規定せられて居るところであります。之が内容は陸軍のものと海軍のものに別たれて居るのであります。先づ陸軍に於ける軍事上の秘密を要する事項又は圖書物件の種類及範圍は大體次の如くであります。

一、宮闕守衛に關する事項

(イ) 宮闕を守衛する軍隊の現在及將來に亘る任務、部署、配備又は行動

(ロ) 宮闕を守衛する軍隊の編制又は其の裝備

二、國防、作戰又は用兵に關する事項

(イ) 國防又は作戰に關する諸計畫の内容

(ロ) 現在及將來に亘る國防、作戰、用兵の準備又は實施に關する命令の内容、發受令者、下達時期、下達地點

(ハ) 外國に駐屯する軍隊又は戰時若は事變に際し出征若は派遣する軍隊及其の軍需品に關する左の事項

(甲) 戰鬪序列又は軍隊區分に基く隸屬系統、部隊號、部隊數又は部隊の人馬數若は其の損耗數

(乙) 前號に掲ぐる部隊の裝備又は軍需品の種類、數量若は其の消耗數

- (丙) 現在及將來に亘る任務又は企圖
 - (丁) 現在及將來に亘る部署、配備又は行動
 - (戊) 現在及將來に亘る陣地又は軍専用飛行場の位置、構成、設備又は強度
 - (ニ) 軍事に關する外國との約定
- 三、編制、裝備又は動員に關する事項

- (イ) 編制又は裝備に關する諸計畫の内容又は其の實施の狀況
- (ロ) 戰時編制又は其の裝備
- (ハ) 動員部隊（之に準すべき部隊を含む）の編制又は裝備
- (ニ) 航空部隊（軍隊に限る）の編制又は其の裝備
- (ホ) 第五條第三號ラ號に掲ぐる區域又は樺太に駐屯する部隊の編制又は其の裝備
- (ヘ) 第二條第二號に規定する電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其の他の軍事施設の編制又は其の業務

- (ト) 軍動員計畫の内容又は其の實施の狀況（召集及徵發に關する事項中特に指定するものに限る）
- (チ) 軍需動員に關する計畫の内容又は其の實施の狀況
- (リ) 將校（退役の者を除く以下之に同じ）の總數、役種別數、兵科部別數又は階級別數
- (ヌ) 將校の補充に關する計畫の内容又は其の實施の狀況（學校別及年度別に依る召募數又は階級別

若は兵科部別に依る尉官の任官總數に限る）

- (ル) 全國又は各徵兵區に於ける毎年の現役兵若は第一補充兵の徵集人員數又は毎年の壯丁人員に對する現役兵若は第一補充兵の徵集比率
- (ヲ) 全國又は各徵兵區に於ける毎年の徵兵検査の結果に基く體格等位乙種の各區分毎の人員數又は其の比率

- (ワ) 聯隊區又は兵事區（兵事部管轄區域を含む）以上の區域に於ける在郷軍人數（退役の者を除く）
- 四、軍士防衛に關する事項

- (イ) 防衛（戰時警衛、防空及要塞防衛を謂ふ以下之に同じ）に關する計畫の内容
- (ロ) 防衛部隊、隸屬系統、部隊號、部隊數又は部隊の人馬數、裝備
- (ハ) 現在及將來に亘る防衛部隊の任務、企圖、部署、配備又は行動
- (ニ) 現在及將來に亘る防衛の準備又は實施に關する命令の内容
- (ホ) 要塞の編制又は保壘、砲臺、其の他の國防の爲建設したる諸般
- (ヘ) 要塞備付兵器の名稱、員數又は備付位置

五、諜報、防諜又は調査に關する事項

- (イ) 諜報機關又は防諜機關の編制、配置、業務、成果其の他一切の事項
- (ロ) 作戰資料又は兵用地理の調査に關する計畫の内容又は其の實施の狀況若は其の成果

六、運輸、通信に關する事項

- (イ) 作戰、派遣、軍動員又は軍需動員の輸送計畫又は輸送準備の内容
 - (ロ) 戰時又は事變の際に於ける輸送軍隊の軍用列車の列車數又は其の輸送人馬物件の種類及員數若は部隊號
 - (ハ) 戰時又は事變の際に於ける軍徵備船舶の船名、隻數、艤裝、兵裝、性能、航路若は航行隊形又は其の輸送人馬物件の種類及員數若は部隊號
 - (ニ) 戰時又は事變の際に於ける軍徵備航空機の種類、員數、性能若は武裝又は其の輸送人員物件の種類及員數
 - (ホ) 戰時又は事變の際に於ける軍用通信計畫の内容
 - (ヘ) 軍用通信施設又は軍用通信規定の内容
 - (ト) 軍用暗號
- 七、演習、教育又は訓練に關する事項
- (イ) 第八條に規定する區域内に於て行ふ演習、教育訓練の計畫内容又は其の實施の狀況若は其の成果
 - (ロ) 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密の資材を以て行ふ演習、教育又は訓練の計畫内容又は其の實施の狀況若は其の成果

八、資材に關する事項

- (イ) 軍事機密の標記を爲したる資材又は軍事機密の標記を爲したる容器内に收容する資材の名稱、性能其の他一切の事項
 - (ロ) 軍事極秘の標記を爲したる資材又は軍事極秘の標記を爲したる容器内に收容する資材の機構、性能又は形状
 - (ハ) 軍事秘密の標記を爲したる資材又は軍事秘密の標記を爲したる容器内に收容する資材の機構又は性能
 - (ニ) 軍事機密、軍事極秘又は軍事秘密の標記を爲したる設計若は規格圖書に依り製造中の資材亦前三號の例に依る
 - (ホ) 資材の整備若は補給の計畫又は整備若は補給したる資材の種類又數量若は補給率
 - (ヘ) 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密の資材の實驗、試験又は其の成績
 - (ト) 第八條に規定する區域内に於て行ふ實驗、試験又は其の成績
 - (チ) 第二條第二號に規定する軍需品貯藏所内に貯藏する資材の種類及數量
 - (リ) 第二條第二號に規定する陸軍軍用船舶の機構又は性能
- 九、軍事施設に關する事項
- (イ) 第二條第二號に規定する飛行場の構成、設備又は強度

- (ロ) 第二條第二號に規定する電氣通信所に於ける通信設備の機構又は性能
- (ハ) 第二條第二號に規定する軍需品工場の生産(製造、調製及修理を謂ふ以下同じ)能力、生産額、従業員總數、技術、設備若は其の機構、性能、又は生産中の資材の種類及數量
- (ニ) 前號以外の陸軍大臣所管の軍需品工場の生産能力、生産額、従業員總數又は技術

十、圖書物件に關する事項

軍事機密、軍事極秘又は軍事秘密の標記を爲したる圖書物件及第一號乃至前號に掲ぐる事項を表示する圖書物件

上記の種類範圍に屬する事項又は圖書物件と雖も法規若は官報に於て公示せられたるもの又は陸軍に於て公表したるものは之を除くことになつて居るのであります。

次に海軍の軍事上秘密を要する事項又は圖書物件(圖書に在りては其の秘密の程度に従ひ「軍機」又は「軍極秘」の標記を爲し物件に在りては之に準ずることになつて居るのであります)

種類及範圍は次の如くであります。

- 一、國防作戰又は用兵に關する事項
 - (一) 國防、作戰の方針又は計畫
 - (二) 兵要地點の調査に關する計畫、實施又は其の成果
 - (三) 軍港、要港、防禦港其の他作戰要地の防備の方針又は計畫

- (四) 通商保護の方針又は計畫
 - (五) 艦船部隊の用兵上の任務、行動計畫又は其の實施の狀況
 - (六) 軍事に關する外國との約定
 - (七) 戦闘の際に於ける戦闘方式及艦船、航空機、兵器、軍需品若は人員の數竝に此等の損傷數
- 二、出師準備に關する事項
- (一) 出師準備の方針又は計畫
 - (二) 出師準備、整備の狀況
 - (三) 戦時、事變又は之に準ずる事件の際に於ける出師準備に關する諸令達又は之に基く出師準備進捗の狀況
- 三、軍備に關する事項
- (一) 軍備の方針、計畫又は進捗狀況
 - (二) 水陸設備の方針、計畫又は進捗狀況
 - (三) 艦船部隊、官衙又は學校の戦時編制又は其の裝備
- 四、諜報又は防諜に關する事項
- (一) 諜報若は防諜に關する方針、計畫又は其の實施の狀況
 - (二) 諜報若は防諜の方法又は機關の組織、所在若は任務

五、艦船部隊、官衙又は學校に於ける機密（「軍機」又は「軍極秘」に屬するものに限る）に屬する教育訓練、演習又は研究實驗の計畫實施若は其の成果

六、通信に關する事項

(一) 軍用通信の施設、計畫又は軍用通信規定の内容

(二) 軍用暗號の名稱、種類、内容又は暗號の標記を爲したる書類

七、軍事施設に關する事項

(一) 海軍大臣所管の飛行場、電氣通信所、砲臺、防備衛所其の他の軍事施設の位置、員數、編制又は設備の狀況

(二) 海軍大臣所管の軍需品工場的能力又は設備の狀況

八、艦船、航空機、兵器又は軍需品に關する事項

(一) 「軍機」に屬する現用、計畫、製作若は實驗中の船體、機關、兵器、航空機、液體燃料、火藥

又は「軍機」の標記を爲したる計畫圖書に依り製作若は實驗中の物件の形狀、名稱、機構、性能、要目若は規格

(二) 「軍極秘」に屬する現用、計畫、製作若は實驗中の船體、機關、兵器、航空機、液體燃料、火藥又は「軍極秘」の標記を爲したる計畫圖書に依り製作若は實驗中の物件の機構、性能、要目若は規格

(三) 船體、機關、兵器、航空機、液體燃料又は火藥の機密に屬する製作技術

(四) 艦船の機密に屬する要目

九、圖書物件に關する事項

「軍機」又は「軍極秘」の標記を爲したる圖書物件茲に第一號乃至前號に掲ぐる事項を表示する圖書及機密に屬する物件

上記の種類範圍に屬する事項又は圖書物件と雖も法規若は官報を以て公示せられたるもの又は海軍に於て公表したるものは之を除くことになつて居るのであります。

三ノ三然らば軍用資源秘密保護法に依る秘密とは如何なるものを指すのですか

軍用資源秘密保護法に依る所謂軍用資源秘密とは同法第二條に規定する如く陸軍大臣又は海軍大臣（官廳の管理に屬するものに係るときは勅令の定むる所に依り主務大臣）は國防目的達成のため軍用に供し、又は供すべき人的及物的資源に關し秘匿することを要する事項を謂ふのでありまして陸海軍大臣はこの軍用資源秘密を命令を以て指定（公示を不適當とするものに係る指定は當該事項又は圖書物件の管理者又は之に準すべき者に對する通知を以て之を爲すのであります）することが出来ることになつて居るのであります。

而して之が指定については第二條第一號から第十五號に掲記せられて居るのでありまして更に其の具體

的内容は同法施行規則に明示せられて居るのであります。

一 全國（關東州及南洋群島を含む以下之に同じ）又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の生産額、生産能力、生産能力判定資料にたる設備の種類別數（之を判定し得べき比率を含む以下之に同じ）及政府の決定したる生産計畫茲に此等を表示する圖書物件

「一地方」「軍用に供する重要な物資」とは陸海軍施行規則別表第一號に規定されてゐるのであります。即ち

イ、全國又は一地方（内地に於ける道府縣、朝鮮に於ける道、臺灣、樺太、關東州及此等以上の區域、稅關管轄地區茲に東京市、横濱市、名古屋市、大阪市、神戸市及此等の二以上の區域を謂ふ以下之に同じ）に於ける左に掲ぐる物資の昭和十三年一月以降に於ける生産額及生産能力茲に昭和十三年一月以降に於て閣議又は主務大臣決定の物資動員計畫又は生産力擴充の計畫中の生産額及生産能力並に此等を表示する圖書物件

アルミニウム

マグネシウム

ニッケル、フェロニッケル

水銀

タングステン礦、フェロタングステン

モリブデン礦、フェロモリブデン

マンガン礦、フェロマンガ

フェロクロム

コバルト

フェロワナヂウム

アルミニウム合金

航空揮發油、航空潤滑油

ベンゾール、石炭酸、トルオール

貨物自動車

航空機又は其の機體、發動機若はプラペラ

ロ、全國又は内地、朝鮮若は關東州に於ける蒸氣機關車の昭和十三年一月以降に於ける生産額及生産能力並に昭和十三年一月以降に於て閣議又は主務大臣決定の生産力擴充の計畫中の生産額及生産能力並に此等を表示する圖書物件

ハ、全國又は一地方に於ける左に掲ぐる各種の設備の昭和十三年一月以降に於ける種類別數及之を表示する圖書物件

アルミニウム又はマグネシウム用電解爐、整流器

アルミニウム合金用壓延機、押出機
 ベンゾール及トルオールの分溜装置
 彈丸搾出機

二 兵器を生産する工場事業場又は之に轉用することを得る工場事業場の當該兵器の生産額、生産能力並に生産能力判定資料たる重要な設備の種類別數及其の設備に屬する従業者の總數（之を判定し得べき比率を含む以下之に同じ）又は種類別數並に此等を表示する圖書物件

兵器の種類については施行規則別表第二號に次の如く規定せられて居るのであります。

兵器を生産する工場（關東州に在るものを含む）に於ける昭和十三年一月以降に於ける左に掲ぐる陸海軍用又は陸軍用若は海軍用の兵器の生産額及生産能力並に此等を表示する圖書物件

銃、砲、砲架、砲塔

藥莢、火管

火藥

戰車、裝甲車、裝軌牽引車

艦船、機關（罐管、復水器管を含む）

航空機又は其の機體、發動機若はプロペラ

魚雷、魚雷發射機、機雷、機雷敷設裝置

掃海具、爆雷、爆雷投射機、防潜網

測遠機（測距儀）照準眼鐘

航空用寫真機

無線電信機、無線電話機

探照燈、聽音機

鐵帽、防毒面、防毒被服

射出機、落下傘

三 兵器以外の軍用に供する重要な物資を生産する工場事業場又は之に轉用することを得る工場事業場の當該物資の生産額、生産能力、生産能力判定資料たる重要な設備の種類別數及其の設備に屬する従業者の總數又は種類別數並に政府の決定したる生産計畫並に此等を表示する圖書物件

その物資とは陸海軍施行規則別表中第三號に於て、次の如く指定して居るのであります。

左に掲ぐる物資を生産する工場（關東州に在るものを含む）に於ける當該物資の昭和十三年一月以降に於ける生産額及生産能力並に昭和十三年一月以降に於て閣議又は主務大臣決定の生産力擴充の計畫に基く生産額及生産能力並に此等を表示する圖書物件

アルミニウム（屑より生産するものを除く）

マグネシウム

水銀

タングステン礦

マンガン礦

酸化コバルト

ワナヂウム礦、酸化ワナヂウム

ロ、左に掲ぐる港灣に於ける前號の昭和十三年一月以降に於ける輸入額及之を表示する圖書物件

室蘭港 横濱港 名古屋港 伏木港 大阪港

神戸港 今治港 門司港 若松港 仁川港

基隆港 高雄港 大連港

七 全國又は一地方に於ける軍用に供する特殊技能者其の他の重要な人的資源の總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件

右に付ては、陸海軍施行規則表中第六號に於て左の如く指定されてゐるのであります。

全國又は一地方に於ける左に掲ぐる各種特殊技能者の昭和十三年一月以降に於ける總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件

蒸氣機關車乗務員

機關士、機關助手

航空機乗員

航空士、操縦士、機關士

無線通信有技者

八 全國又は一地方に於ける軍用に供する航空機、自動車又は馬の總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件

右に付ては、陸海軍施行規則表第七號に於て次の如く指定されてゐるのであります。

イ、全國又は一地方に於ける左に掲ぐる各種のもの昭和十三年一月以降に於ける總數及之を表示する圖書物件

圖書物件

航空機

貨物自動車

乗合自動車

ロ、全國又は一地方（内地に於ける道府縣、朝鮮に於ける道、臺灣、樺太及此等以上の區域を謂ふ）に於ける左に掲ぐる各種馬の昭和十三年一月以降に於ける總數及之を表示する圖書物件

壯齡馬（明け四歳以上明け十七歳迄の馬を謂ふ）

軍用保護馬

九 軍用に供する重要な鐵道の輸送能力及輸送能力判定資料たる輸送統計、此等を表示する圖書物件

竝に軍用に供する重要な鐵道の施設又は車輛に關する重要な記録圖表及其の内容
右に付ては、陸海軍施行規則別表中第八號に於て左の如く指定されてゐるのであります。
樺太鐵道株式會社に屬する鐵道の輸送能力

- 十 軍用に供する重要な飛行場又は其の附屬設備に關する重要な記録圖及其の内容
- 十一 軍用に供する船舶に於ける特殊設備に關する重要な記録圖表及其の内容
- 十二 軍用に供する重要な通信連絡系統及其の通信能力、此等を表示する圖書物件竝に軍用に供する重要な通信設備又は其の設備の通信能力若は連絡系統に關する重要な記録圖表及其の内容
- 十三 陸軍大臣若は海軍大臣の命令若は委囑に依る重要な試験研究又は軍事上秘匿を要する發明考案に關する事項及圖書物件

十四 軍事上秘匿を要する氣象に關する重要な事項及圖書物件

十五 特に秘匿の措置を要する第二號乃至第五號及第九號乃至第十二號に規定する設備、第十三號の試験研究に關する設備竝に此等の機構及性能竝に此等を表示する圖書物件

四、本法の罰則は如何なる者に適用するのですか

本章の罰則は何人たるを問はず、亦本法施行地たると施行地外たるとを問はず本章に定められたる事項について罪を犯したる者に之を適用することになつて居るのであります。

本章の罰則は極めて適用範圍は擴大されて居るのであります、之が對象となるものは帝國臣民たると外國人たるとを問はざる意義でありまして、地域的にも本法施行地たると施行地外たるとを問はないことになつて居るのであります。内地の者が外地に旅行したるが如き場合に之が本法に指定したる機密事項を公にすれば、之が罰則を適用せられるわけでありまして。實際問題の起るのは本法施行地外たる滿洲國を旅行する場合でありまして、例へば國家機密を知得して居る高官が滿洲へ旅行したる場合に之が機密を漏すが如き場合であります。

亦外國で犯した行爲でも帝國領土内に入つて來れば刑事訴訟法の適用を受けることになりまして、拘引することが出来るわけであります。

亦本法を守るべき人の範圍は何人たるを問はないのであります。本法の第一條の所謂國家機密を業務として之を守るべきものは大體に於て官吏、軍人、議員、吏員といふことになるのであります。一般國民も亦第五條に於て機密を守る義務があることは勿論であります。

五、業務に因つて國家機密を知得したり又は領有したる者が之を外國に漏したり公にしたるときにはどんな罰則が課せられますか

業務に因つて國家機密を知得し又は領有したる者が之を外國（外國のために行動する者及び外國人を含む）に漏泄し又は公にしたるときには死刑又は無期若は三年以上の懲役に處せられることになつて居るのであります。本法の中心規定であります。従つて一番重い刑が課せられて居るわけであります。本條に於

て謂ふ業務とは刑法第二百一十一條（業務上必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す）又は第二百五十三條（業務上自己の占有する他人の物を横領したる者は十年以下の懲役に處す）竝に軍用資源秘密保護法第十二條及第十三條等に於て夫々使用せられて居るのであります。但し、刑法に於ける場合の用例は大體之を常業として行ふ意思ある場合を指すのであります。軍用資源秘密保護法竝に本法第三條等に於ては常業として繰り返し行ふ場合のみならず、臨時に其の仕事又は事務に従事したことに因つて知り得たる場合をも含むことになつて居るのであります。従つて第三條に於ける業務とは國家機密を常時又は臨時に取扱ふことを職務とすることを謂ふのであります。之を大體常時職務とする者は官吏、軍人、議員及吏員等であります。亦臨時に之が國家機密の取扱を代行又は委託せられたる者もこの中に包含せられること勿論であります。例へば日本銀行が政府の指定せられたる機密事項について之が職務の代行を命ぜられたる場合には、之が業務に従事する者は本條に於て謂ふ業務を爲す者となるわけでありませぬ。而して業務の解釋は職務よりもつと範圍が擴いものと解されて居るのであります。次に知得し又は領收したるの字義は知得とは國家機密の事項を知ることと謂ふのであります。又領有とは國家機密の圖書物件等入手する意義に解せられて居るのであります。本條に於ける外國とは其の意義極めて廣義にして軍用資源秘密保護法第十一條に於ける用例と大體同じであります。同法には「外國若は外國の爲に行動する者」となつて居るのであります。本條に於ては單に「外國」となつて居るのみでこの中に外國の爲に行動する者及外國人を含ませたのであります。従つて本條に於ける外國の内容は

結局外國政府の構成員、外國政府の構成員以外の外國の爲に行動する者、所謂スパイ（日本人・外國人）竝に其れ以外の外國人を含む意義に解すべきであります。

亦「漏泄」とは國家機密を自分以外の特定の少數人に漏らすことを謂ふのであります。又文書によつて明示又は公示したる場合と、口頭其の他の方法によつて之を漏らす場合等を指すのであります。

次に「公にする」とは不特人又は特定の多數人の知り得る状態に置くことを謂ふのであります。此の場合に於ても出版物に依ると、口頭に依ると、其の他の方法に依るとを問はないのであります。

以上用語についての概略を説明し得たわけであります。本條は要するに業務者が其の機密を外國に漏泄又は公にしたときの罰則規定であります。

従つて第三條に依り爲したる行爲についての未遂は第十一條に依つて、夫々罰せられるのであります。

此の場合に於て未だ官に於て右の行爲が發覺せられざる前に自首したるときには其の刑を減輕し、又は免除することになつて居ることは一般の刑法の場合と同様であります。亦同條に依る罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者が其の實行を爲すに至らざるときと雖十年以下の懲役に處せられるのであります。

之と共に之の罪を犯さしむるため他人を誘惑し又は煽動したる者も同様の懲役を以て罰せられるのであります。更に本條の罪を犯す目的を以て其の豫備又は隱謀を爲したる者は五年以下の懲役を課せられることになつて居るのであります。

尤も上記の第十二條又は第十三條に依る罪を犯したる者に於ても未だ官に發覺せられざる前に、自首したるときには曩の未遂罪の場合と同様其の刑を減輕し又は免除せられることは勿論であります。

本條に關して議會に於て議せられたもの、論旨を挙げれば次の如くであります

問 新聞記者、通信記者らが閣議を探訪し懇意な大臣と會つて話を聞く、新聞記者の第六感によつて閣議の内容を感得する場合があります。これを洩らす新聞記者は業務の範疇に入らずとするも大臣の方に漏泄罪が成立するか、新聞記者に共犯が成立しないか。

答 情を通じてゐないから共犯は成立しない、新聞記者の場合は第五條にあたる、また外國に漏泄しまたは公にしない場合は新聞記者が洩らしても本法に該當しない。國家機密の範圍については勅令をもつて規定する豫定である。たゞし勅令でよいか省内の規定でよいかについては疑問があるので、目下考究中であるが、大體勅令によること、なると思ふ。本法公布の際勅令を公布するやうその準備をしてゐる。

問 國家機密を勅令で決めるとはどういふ意味か

答 客觀的内容ではない。國家機密の取扱方を勅令に規定する意味である。すなはち第一條に掲げてあるものを口頭或は書面で通知する相手を決めるといふ意味である
官吏の機密を取扱ふ方法すなはち書類の取扱方法などを形式的方法で決めてゆくので、これを勅令に規定する

問 第三條の「業務」中には國家機密を取扱ふ官吏、軍人が入るが業務自體が國家機密に關聯せる事務を取扱ふもの、三井、三菱、日本銀行などの經濟機關で外國との間に樞要なる事務を取扱つてゐるものはこの業務中に入らないか

答 「業務」とは國家機密を取扱ふことを職務とするもので三井、三菱などが國家機密を知つても「業務」

には入らぬ。但し特に國家機密を代行させる場合は「業務」の中に入ることもあらう

問 「正當の業務により國家機密を公にするのは例外である」といはれたが衆議院議員が委員會の秘密會において知得した事項を委員外の議員に、院内において通知することは議員一體の原則によつて、本法にふれぬか「正當の業務」といふ範圍に入るか

答 帝國議會の秘密會において國家機密を知つた議員が、他の議員に對し法案の審議または議員としての必要にづききこれを告ぐることは國防保安法にふれない

問 五相會議の内容につき新聞記者が第六感で感得した場合の會議で果して内容が機密事項としたかどうか知り得ぬと思ふ。わからずして公にした場合どうなるか

答 知り得ない。しかし新聞關係者はその限界の想像がつくと思ふしそれだけの觸覺を働かして貰ひたい

問 「業務」の範圍を現在は狭く解釋しても實際の本法の適用に當つては廣く解釋することもできるはずだ
答 第三條の「業務」の解釋はかならずしも官吏、軍人に限らずまた業務によらず漏らす場合も第四條以下で處罰される本法は特定人を對象としたものではない

問 たとへば日鐵の關係者が業務上國家機密を知つて漏らした場合如何

答 第三條により罰せられる

六、業務によつて國家機密を知得又は領有したる者が他人に漏泄したるときはどう罰せられますか

業務に因つて國家機密を知得しまたは領有したる者が之を他人に漏泄したるときには、五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることになつて居るのであります。第六條は業務に因つて國家機密を知得又は領有したる者が、外國政府の構成員、外國の爲に行動する者（日本人も含む）竝に其の他外國人以外の日本人の第三者に之を漏泄したる場合の罰則規定であります。然らば之を公にしたる場合にどうなるかと申しますと、之は規定して居ないのであります。之は第三條を適用せられるわけであります。本條の如き他人への漏泄の場合は、機密の漏れる範圍が公にするときよりも限定せらるると共に、外國に漏れる危険が著しく異なるからであります。之がために特に第三條より摘出して斯かる第三條よりも軽度のもを罰せんとして規定したものであります。

然らば業務上の關係のない一般人が他人に之を漏らすことは、どうなるかといふことになるのであります。之は業務上に因らない者が爲したことになるのでありますから、本條の適用はないわけでありませ

七、業務に因つて國家機密を知得又は領有したる者が過失に因つて外國に漏泄し又は公にしたるときにはどう罰せられますか

業務に因つて國家機密を知得し又は領有したる者が過失に因つて、之を外國に漏泄し又は公にしたるときには三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處せられることになつて居るのであります。

本第七條は業務者の過失罪を規定したものであります。之が事例としては、例へば國家機密と押捺せる文書を遺失した場合又は右の文書を盗まれた場合、若は保存に十分の注意を缺いた場合等を指すのであ

ります。従つて若し議員が或演説會等に於て國家機密を洩したる如き場合には、本條の過失罪が適用されることになると解されて居るのであります。

本條の過失罪は業務に因つて知得又は領有したる者に對して課する規定であります。業務に因らざる一般人が爲したる過失に對しては別に罰せられないことになつて居るのであります。一般人の爲したる善意なる過失に依る外國への漏泄又は公にしたるときは罰せられないわけであります。尙ほ第七條について議會に於て行はれたる論旨は次の如きものであります。

問 本法第七條には業務に従事するもの、免責規定を缺きすべて過失を罰することになつてゐるが如何

答 國家機密を業務により知得したものが、過つて漏らした場合だから特に過失罪をも嚴重に罰することにした。但し情狀により罰金刑の軽い刑罰を科することがある。

八、外國に漏泄又は公にする目的を以て國家機密を探知又は収集したる者はどう罰せられますか

外國に漏泄し又は公にする目的を以て國家機密を探知し、又は収集したる者は一年以上の有期懲役に處せらるゝのであります。亦上記の目的を以て國家機密を探知し、又は収集したる者が之を外國に漏泄し、又は公にしたるときは死刑又は無期、若くは三年以上の懲役に處せらるゝのであります。

第四條は法文にも明かなる如く外國（外國のたために行動する者及外國人を含む）に漏泄し又は公にすることを目的として爲したる國家機密の探知又は収集を罰する規定であります。之が外國に漏泄又は公にする目的がなくて爲したる行爲は本條に該當しないことになりませから、罰せられないわけであります。

例へば單なる國家機密の探知又は収集だけでは本條に該當しないのであります。而して第四條に依る未遂罪は第十一條によつて別に罰せられるのであります。亦本條に依る罪を犯すことを教唆したる者は、被教唆者が其の實行を爲すに至らざるときには十年以下の懲役に處せられると共に、右の罪を犯さしむるため他人を誘惑し又は煽動したる者も同様、十年以下の懲役を課せられるのであります。

尙ほ本條の罪を犯す目的を以て其の豫備又は隠謀を爲したる者は五年以下の懲役に處せらるることになつて居るのであります。尤も上記の罪を犯したる者が未だ官に發覺せざる前に自首したるときには、其の刑を減輕し又は免除し得ることは曩に述べたと同様であります。

本條に於て謂ふ「探知し又は収集し」の意義は次の如く分解せられて居るのであります。

探知といふことは本法の所謂國家機密の事項について探り知ることを謂ふのであります。収集とは本法に依る國家機密の圖書又は物件を入手することを意味することに解されて居るのであります。双方共に國家の機密を探り集めることになるのであります。一方は其の事項、他方は圖書物件といふことになつて居るのであります。収集の字義から申しますれば多數のものを集めるといふ意味の様に解され易いのであります。必らずしもさうではないのであります。國家機密を保護するといふ見地から考へれば其の機密に關する圖書、物件の多寡は問題にならないのであります。唯一つ集めた場合でも當然罰せられることになるわけであります。

九、然らば業務に因る違反でもなく又外國に漏泄し若は公にする目的もない以外の理由に因るときはどうなりますか

曩に述べたる如く業務に因つて國家機密を知得し又は領有したる者が、之を外國に漏泄し又は之を公にしたるときには死刑又は無期、若は三年以上の懲役に處せられると共に、外國に漏泄し又は公にする目的を以て國家機密を探知したり又は収集したる者は一年以上の有期懲役に處せられる外、右の目的を以て國家機密を探知し又は収集したる者が之を外國に漏泄し又は公にしたるときには死刑又は無期、若は三年以上の懲役に夫々處せられる規定であります。若し以上の如き理由以外の理由に因つて、國家機密を知得し、又は領有したる者が之を外國に漏泄し又は公にしたるときにはどうなると申しますと、之も外國に漏泄又は公にしたならば當然罰せられることになるのであります。無期又は一年以上の懲役に處せられることになつて居るのであります。

茲に於て謂ふ理由以外の理由とは例へば、偶然の機會に人から聞いたといふ如き場合を指すのであります。亦曩にも述べたる如く本條に於ても「外國に漏泄」又は「公にしたるとき」等の違法の認識が伴はなければならぬのであります。此等が罪の構成要件となるわけであります。尤も知つて居るだけで之を漏泄又は公にせざるときには罪とならぬことは勿論であります。

亦一般人が國家機密だと知らないで過失によつて之を外國に漏泄し、又は公にした場合の如きは過失罪の規定がないために、之は過失として處罰せられないのであります。即ち國家機密について一般人が善意過失なるときには罪にはならないことになるのであります。之が若し官吏の過失なるときには第七條によつて許されないことになつて居りますから、罪となつて罰せられることは勿論であります。

而して本條の未遂罪は第十一條に依り之を罰することになつて居るのであります。尤も此の場合未だ官に發覺せざる前に自首したるときには、其の刑を減輕し又は免除せられるのであります。

亦本條に依る罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者が、其の實行を爲すに至らざるときには十年以下の懲役に處せられると共に之の罪を犯さしむるために他人を誘惑し、又は煽動したる者も同様の懲役を受けるのであります。

尙ほ本條に依る罪を犯す目的を以て其の豫備又は陰謀を爲したる者は、五年以下の懲役に處せられることになつて居るのであります。尤も上記の第十二條第十三條の罪を犯したる者が、未だ官に發覺せられざる前に自首したるときには其の刑を減輕し、又は免除することは未遂罪の場合と同様であります。茲に一言付加致しまするに、本法に於て過失罪となる場合は第七條だけでありまして、第五條に依る過失罪は罰せられないことになつて居るのであります。

一〇、大臣が事務上必要な範圍内て漏洩した場合はどうなるのですか

大臣が事務上必要な範圍に於て之を漏洩したときには差支ないとされて居るのであります。

一一、官吏が發表するに差支ない場合の區別はどうすればよいのですか

發表する官吏が正當の職務に依る場合は差支ないとされて居るのであります。

一二、役人が政治的に見て有益であると思つて發表した場合はどうなるのですか

之は正當業務にならないから違反となるのであります。

一三、外國に通報する目的を以て國防上の利益を害すべき外交、財政、經濟其の他の情報を探知又は収集したる場合にはどう罰せられますか

國防上の利益を害すべき用途に供する目的を以て、又はその用途に供せらるゝ虞あることを知りながら故意に外國に通報する目的を以て外交、財政、經濟その他に關する情報を探知し、又は収集したる者は本法第八條に依り十年以下の懲役に處せられることになつて居るのであります。第八條は情報の探知収集について内容を明確にしたものでありまして、この主旨は情報の探知収集は必ずしも罰すべきものではないから、之が目的を明確にしたわけでありまして。

若し本條の程度を超えて外國に通報する場合は當然、第四條によつて處罰せられるわけでありませんが、第八條に於ける重要機密事項以外の秘密情報の探知収集でありますから、比較的刑を軽くしたものと、様であります。

亦本條の「其の他」の中には政治上の情報も含むものと解せられて居るのであります。而して第八條に依る未遂罪は第十一條に依り之を罰せられるのであります。

亦第八條の罪を犯すことを教唆したる者は、被教唆者その實行を爲すに至らざるときには、三年以下の懲役に處すると共に、第八條の罪を犯さしむる爲め他人を誘惑し又は煽動したる者の罪も亦同様に罰せら

れるのであります。

茲に於て教唆とは未だ犯罪を犯す意思なき人を使喚して其の行爲を實行せしめることを謂ひ、誘惑とは知らず／＼の間にスパイ行爲を實行することを招致せしめた場合を謂ふことに解されて居るのであります。

尙ほ本條の罪を犯す目的を以て其の豫備又は陰謀を爲したる者は、二年以下の懲役に處せられることになつて居るのであります。

亦本條の罪を犯したる者が未だ官に發覺せざる前に自首したるときには、其の刑を減輕し又は免除せられること前述と同様であります。

議會に於て本第八條に更に第四條第二項（前項の目的を以て國家機密を探知し、又は収集したる者之を外國に漏泄し、又は公にしたるときは死刑又は無期、若は三年以下の懲役に處す）の如き條文を附しては如何といふ問題もあつたやうでありますが、第八條の情報中には不正確なものも入つて居るから、之を同一視することが出来ないから従つて第九條、第十條の罪の内容とは異なるから此の程度の刑に定められたとのことであります。

本條に關して議會に於て行はれたる論旨は次の如きものであります。

問 第八條を國內政治上の謀略に利用される惧が頗る多い。檢事の主觀的判斷によつてある政治家が時の政府の政治上、外交上、經濟上の情報を探知蒐集した場合に第八條の適用をやられてはたまらない。第

九條、第十條の目的罪も同斷である。これらの三ヶ條をどうしても必要とする理由を説明せられたし。

答 具體的な事例は秘密會でいふより他はない。本法全體の濫用については極力防止する。

問 第八條乃至第十條を目的罪とした理由如何。

答 情報の探知蒐集は必ずしも罰すべきではないので第八條第十條において目的を明確にした。

問 無意識的な諜報行爲が今日非常に多いが、其の行動を取締る方法如何。

答 犯意なきものの取締の必要は御もつともであるが本法適用の範圍を餘り擴げることとはどうかと思ふ。この程度で取締り得ると考へる。

惡意なきものはなるべく指導により導きたい。軍としては防諜觀念の強化徹底をはかりたい。

問 經濟、外交、政治に關するものを探知、収集する立場に立つものは外國に通報する氣持はなくとも結果行爲により外國を利用する場合がある。主觀的氣持では故意は全然ない。この場合の限界をはつきり決めたい。

答 第八條は結果が如何に重大であらうとも規定された條件に合せぬ時は罪にならぬ

一四、外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的で治安を害すべき事項を流布したる場合にはどう罰せられますか

外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て、治安を害すべき事項を流布したる者は本法第九條に依り無期又は一年以上の懲役に處せられることになつて居るのであります。治安を害すべき事項を流布す

るとは政局の不安定、經濟界の混亂等國家の安寧秩序を害すべき事項を流布する様な場合を指すと解釋されて居るのであります。例へば米騒動が始つて軍隊が出動して居る等の言を洩らしたりするが如き場合であります。茲に於て問題となることは治安を害すべき事項の判斷は何人がするかといふことになるのであります。之は裁判所に於て自ら判斷することになるのであります。

亦外國に利益を與ふる目的が若し結果に於て外國に利益を與へても、最初から利益を與へる意思がなかつた場合はどうなるかといふことになるのであります。之は法律上では初めから利益を與ふる意思がなければ罰せられないことになる様であります。

而して九條に依る未遂罪は之を十一條に依り、別に罰することになつて居るのであります。

尤も此の場合未だ官に發覺せられざる前に自首したるときには、其の刑を減輕又は免除されることになつて居るのであります。亦本條に依る罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者が其の實行を爲すに至らざるときには第十二條に依つて十年以下の懲役に處せられると共に、之が罪を犯さしめるため他人を誘惑し又は煽動したる者も亦同様罰せられるのであります。

尙ほ本條に依る罪を犯す目的を以て其の豫備又は陰謀を爲したる者は、五年以下の懲役に處せられることになつて居るのであります。尤も上記の本法第十二條及第十三條に依る罪を犯したる者が、未だ官に於て發覺せざる前に自首したるときには其の刑を減輕し、又は免除すること未遂罪の場合と同様であります。

一五、外國と通謀又は利益を與ふるために金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給を阻害したる場合にはどう罰せられるのですか

外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給の阻害その他の方法に依り國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行爲を爲したる者は、本法第十條に依り無期又は一年以上の懲役に處せられることになつて居るのであります。亦右の罪を犯したる者には情狀に因り、十萬圓以下の罰金を併科することになつて居るのであります。

本條の具體例としては例へば東京、大阪等に於て預金の取付けが行はれて居るといふ様な事項を流布する場合を指すのであります。單に米の配給がうまく行かぬ等の事項の流布はこの中に含まれないとされて居るのであります。而して第十條に依る未遂罪は之を第十一條に依り別に罰することになつて居るのであります。尤も此の場合未だ官に發覺せられざる前に自首したるときには、其の刑を減輕又は免除せられることになつて居るのであります。亦本條に依る罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者が其の實行を爲すに至らざるときには第十二條によつて十年以下の懲役に處すると共に、之の罪を犯さしむるため他人を誘惑し又は煽動したる者も同様罰せられるのであります。

尙ほ本條に依る罪を犯す目的を以て其の豫備又は陰謀を爲したる者は五年以下の懲役に處せられることになつて居るのであります。尤も上記の第十二條及第十三條に依る罪を犯したる者が未だ官に於て發覺せざる前に自首したるときには其の刑を減輕し又は免除すること未遂罪の場合と同様であります。

一六、犯罪行爲を組成、犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物並に其の犯罪行爲より生じ若は得たる物は總て没取するのですか

本法に規定する犯罪行爲を組成したる物、其の犯罪行爲に供し若は供せんとしたる物又はその犯罪行爲より生じ、若は之に因り得たる物はその物が犯人以外の者に屬せざるに限り、之を没取することになつて居るのであります。裁判に依り没取する場合を除くの外、何人の所有たるを問はず、檢事は之を没取することを得るのであります。

右の犯罪行爲の報酬として得たる物及び其の後の對價として得たる物は、その物が犯人以外の者に屬せざるときに限り之を没取せられることになつて居るのであります。その全部又は一部を没取すること能はざるときにはその價額を追徴することになつて居るのであります。

本條に關して議會に於て行はれたる論旨は次の如きものであります。

問 どんなに注意してもうっかり公にした場合遠慮なく罰せられる。いくら罰金刑でも國防保安法に引つかゝるといふことは公職者にとつて致命傷である。免責條項を入れる考へはないか。第十五條の沒收規定は檢事がなし得るとあるがどういふ場合か

答 檢事が起訴猶豫處分の場合どうしても沒收せねばならぬ場合がある。

問 沒收は刑法上附加刑となつてをり判決に附隨するものである。檢事の沒收は一種の裁判ではないか

答 檢事の場合の沒收は特に「沒取」といふ字句を使つてゐる。これは一種の行政處分である

問 沒收と沒取とは字句を巧みに變へただけで本質は同じではないか

答 軍機保護法に先例があるので先例に倣つた

一七、檢事に被疑者を召喚する強制權をどうして與へたのですか

本法第十七條によつて檢事は被疑者を召喚し又はその召喚を司法警察官に命令することを得ることになつて居るのであります。茲に問題となるのは檢事に強制權を與へて判事に何故之を與へなかつたかといふことになるのでありますが、このことについては議會に於ても問題となつたのであります。當局の論旨とするところは本法の處罰の對象は官吏中でも相當の地位に在るものであり、又外國人も處罰されることになつて居るから、捜査手續は極めて慎重な態度をとるべきはいふまでもないこととあります。之が若し政治的に利用すれば怖い結果になるがため、捜査を一元的に檢事を中心に統轄することが極めて必要であると述べたのであります。之に對して然らば檢事は司法大臣の指揮監督する行政官ではないか、檢事の方が却つて危くはないか判事が行政處分權を持つても心配はない筈であるし若し檢事の捜査について國民が疑をもつことになれば、司法部の權威のために遺憾ではないかとの質問に對し、三宅次官は國家機密は一旦漏れた場合は取返しがつかないし、犯罪の客體につき捜査方法をとる場合、從來は行政檢束の方法をとるが、非合法な手段で取調べると弊害を生ずる。又判事に拘留状を出させるには判事に納得するだけの材料を與へねばならないのであります。形の十分固つてゐない間の捜査に相當の時日がかゝることになるのであります。要するに檢事に強制捜査權を附與したのは秘密戰は他國が龍大な組織網を以て爲

すのであるから、之に對處し捜査は一元的にする必要があり、検事が中心となつて統一的活動により一舉に組織網を破壊せねばならないからして之がためには検事に強制捜査権を與へてこれを検事にやつて貰ふほかはないのであります。検事に強制権を與へても心配のないやう司法部としても極力戒めると答辯して、一應論議は終つたのであります。而して検事の命令に因り司法警察官の發する召喚状には、命令を爲したる検事の職、氏名及びその命令に因り之を發する旨をも記載することを要するのであります。召喚状の送達に關する裁判所書記及執達吏に屬する職務は司法警察官が之を行ふことを得ることになつて居るのであります。

此の場合被疑者は正當の事由なくして右の召喚に應じなかつたとき、又は刑事訴訟法第八十七條第一項各號（左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ拘引スルコトヲ得。一、被告人定リタル住居ヲ有セザルトキ。二、被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ。三、被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ）に規定する事由あるときには検事は被疑者を拘引し、又はその拘引を他の検事に囑託し若くは司法警察官に命令することを得るのであります。

検事の命令に因り司法警察官の發する拘引状には曩に召喚状について述べたると同様、検事の職、氏名及其の命令に因り之を發する旨を記載することを要するのであります。

本條等に關して議會に行はれた論議の要旨は次の如くであります。

問 検事に強制権を與へることが逆に本法の濫用を來す惧はないか、司法警察官は検事の命令によつて動くが検事の捜査開始前に行政檢束處分を付することはないか、本法に關する限り檢束處分は斷じてしな

いといふことを斷言できるか。

答 身柄を拘束する必要があれば直に検事の令状または検事の命令による警察官の令状によつて拘束する行政執行法の行政檢束はやむを得ないが、本犯罪捜査のための行政檢束は絶対にない。

問 本犯罪を起訴するに當つては慎重を要する。検事總長の同意がなければ起訴出來ぬといふ外國の立法例もある。起訴、不起訴については國家的に統一する必要はないか。

答 現在でも治安維持法、軍機保護法の起訴については検事總長の指揮のもとに行ふ慣行になつてゐる。本法においても検事總長の指圖を仰ぐことは當然である。

問 検事自體が國家機密と認定しなかつた場合およびその逆に主務官廳が認定した場合、検事がこれに反對の解釋をした場合如何。

答 主務官廳から國家機密として検事に押しつけて來ても検事は独自の考へで、國家機密でないと判斷すれば不問に付する主務官廳の方で國家機密にあらずとしても検事が國家機密として認定し起訴することは差支へない。但し検事の意見と主務官廳の意見と常に對立しては困るからこの點は雙方の間に常に連絡を密にしたい。

問 検事は独自の立場で國家機密を認定して差支へないか。

答 その通りである。

問 検事と憲兵隊長とは捜査に際し一本となつて活動するのか、検事は事前に國家機密と知つて活動をな

すのか。事犯発生を上司より知らせて活動するののか。

答 事犯捜査の場合中心はあくまで検事である。憲兵方面は検事の指揮により捜査活動をなす。事件発生は上から下へ通じて捜査活動となる場合もあるが、大體は検事局もしくはこれを輔佐する司法警察官が事件を認知して活動する場合が多からう。

問 指定の國家機密事項に關し裁判所は拘束を受けるか。

答 拘束をうけない。

問 犯罪檢舉に際しては特に慎重を要する。まづ司法警察官が内偵し検事がこれによつて事件を取上げる場合危険が伴ひはせぬか。本法國内政治謀略などに使用されては大變である。これを防止するため上の検事から下の司法警察官を指揮して事件にあたらせる必要がある。

答 捜査につき慎重を期さねばならぬは勿論である。犯罪の特殊性にかんがみ検事を中心として内偵を十分に間違ひなしと斷定し得るにいたつてはじめて検事の命令により司法警察官が動くことにするつもりである。

本法に關し國民は不安を感じてゐるのは十分わかる。しかし軍としては本法を一億一心最も道德的意義あるものに致したい。わが國は憲兵をもつて完全に防諜機能を果してゐる。したがつて犯罪捜査に當つても間違ひを起すことはないと思つてゐる。

一八、斯かる犯罪檢舉にはどんな施設を設けるのですか

如何なる時期如何なる事件を檢舉するか重大問題でありますから政府は之が取扱機關として防諜係の検事を主要都市に配置して専ら本法の犯罪檢舉に當らしめ、検事をして國家内外の情勢を判斷せしめて、之を総合的に檢舉する様内部の機構を整へしめることにする様であります。検事總長より司法大臣に對し選舉に關し稟議せしめ、司法大臣が大局を洞察して検事總長に方針を授けるとのことです。亦本法による檢舉については極めて慎重な態度をとることはもちろんでありますから、今後各官廳において機密事項の取扱について、それ／＼手段を講じ機密の漏泄を防ぐと共に、なほ捜査機關については監察制度を設け、かつ司法部内に諮問機關等を設けて萬全を期する筈であります。

一九、被疑者の措置はどうするのですか

検事又は司法警察官は拘引したる被疑者を指定したる場所に引致したる時には、其の時より四十八時間内に之を訊問することを要するのであります。而して右の時間内に拘留状態を發せざるときには検事は被疑者を釋放し、又は司法警察官をして之を釋放せしめなければならぬのであります。

尙ほ第十九條關係について議會に於て行はれたる論旨は次の如きものであります。

問 本法の刑事手續は行政檢束と拘引、拘留とが並行して行はれるのではないか。

答 本法の運用に當り捜査上行政檢束を利用することは絶対にない。

二〇、被疑者は如何なる場合に勾留されるのですか

本法第二十條に依つて定められて居る被疑者の拘留せられる場合とは、刑事訴訟法第八十七條第一項各號

- 一、被告人定りたる住居を有せざるとき
- 二、被告人罪證を湮滅する處あるとき
- 三、被告人逃亡したるとき又は逃亡する處あるとき

に規定する事由あるときでありまして、此の場合に於ては檢事は被疑者を拘留し又はその拘留を司法警察官に命令することを得るのであります。檢事の命令に因り司法警察官の發する拘留狀には、命令を爲したる檢事の職氏名及其の命令に因り之を發する旨をも、記載することを要するのであります。

二二、勾留は留置場を以て監獄代用にするのですか

拘留に付ては第二十一條により警察官署又は憲兵隊の留置場を以て監獄に代用することを得ることになつて居るのであります。

二二、勾留の期間はどうか定められて居りますか

拘留の期間については二月となつて居るのでありますが、若し特に繼續の必要あるときには區裁判所檢事は檢事正の許可、地方裁判所檢事は檢事長の許可を受けて一月毎に之を更新することが出来るのであります。通じて四月を超ゆることが出来ないことになつて居るのであります。

治安維持法の罪に付て特に繼續の必要あるときには檢事長の許可を受けて一月毎に拘留の期間を更新す

ることを得るのであります。之も通じて一年を超ゆることを得ないのであります。檢事總長又はその指揮を受けたる檢事が刑法第七十三條（天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス）、第七十五條（皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス）又は第七十七條（政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

- 二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上、十年以下ノ禁錮ニ處ス

- 三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラズ

第七十八條（内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上、十年以下ノ禁錮ニ處ス）又は第七十九條（兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス）の罪の捜査の爲め特に繼續の必要あるときには、一月毎に拘留期間を更新することを得るのであります。通じて六月を超ゆることを得ないのであります。

尤も拘留の事由が消滅しその他拘留を繼續する必要なしと思料するときには、檢事は速に被疑者を釋放し、又は司法警察官をして之を釋放せしめなければならぬのであります。

亦拘留の場合に於ても都合によつて検事は被疑者の住居を制限して、拘留の執行を停止することを得るのであります。尤も刑事訴訟法第一百九條第一項（被告人逃亡シタルトキ、逃亡スル處アルトキ、召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セザルトキ、罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ、又ハ住居ノ制限ニ違反シタルトキハ裁判所ハ検事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ拘留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得）に規定する事由ある場合においては検事は拘留の執行停止を取消することを得ることは勿論であります。

二三、訊問を行ふことが出来ますか

検事は本法第二十五條によつて被疑者を訊問し、又はその訊問を司法警察官に命令することを得ることになつて居るのであります。亦検事は公訴提起前に限つて證人を訊問し、又はその訊問を他の検事に囑託し若は司法警察官に命令することを得るのでありますが、尤も此の場合司法警察官が検事の命令に因り、被疑者又は證人を訊問したるときには、命令を爲したる検事の職、氏名及びその命令に因り訊問したる旨を訊問調書に記載することを要するのであります。證人訊問に付ては本法第十七條第二項（検事ノ命令ニ因り司法警察官ノ發スル召喚狀ニハ命令ヲ爲シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因り之ヲ發スル旨ヲモ記載スベシ）及第三項（召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得）を準用することになつて居るのであります。

二四、押收、搜索、檢證は出来ますか

検事は本法第二十六條に依り公訴提起前に限つて抑收、搜索若は檢證を爲し、又はその處分を他の検事

に囑託し、若は司法警察官に命令することを得ることになつて居るのであります。亦検事は公訴提起前に限つて鑑定通譯若は翻譯を命じ、又はその處分を他の検事に囑託し若は司法警察官に命令することを得るのであります。而して第二十五條第三項（司法警察官検事ノ命令ニ因り被疑者又ハ證人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲシタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因り訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ）の規定は抑收、搜索又は檢證の調書及び鑑定人、通譯又は翻譯人の訊問調書に付てもこれを準用するのであります。鑑定通譯及び翻譯に付ては第十七條第二項（検事ノ命令ニ因り司法警察官ノ發スル召喚狀ニハ命令ヲ爲シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因り之ヲ發スル旨ヲモ記載スベシ）及第三項（召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得）を夫々準用することになつて居るのであります。

而して刑事訴訟法中被告人の召喚、拘引及び拘留、被告人及び證人の訊問、押收、搜索、鑑定、通譯並に翻譯に關する規定は別段の規定ある場合を除くの外は被疑事件に付て、總て之を準用することになつて居るのであります。保釋及び責付に關する規定は準用せられないのであります。

二五、外國船舶又は外國航空機が禁止又は制限區域に侵入したる場合は どう措置するのですか

外國船舶又は外國航空機が若し、法律又は之に基きて發する命令に依る禁止、又は制限に違反して當該禁止、又は制限に係る區域に侵入したる場合に於ては検事は捜査の爲必要あるときにはその船舶若は航空

機に對し、指定の場所に回航すべきことを命じ若は之を抑留し、又はその船舶若は航空機の長、乗組員及び乗客に對し指定の場所に滞留すべきことを命ずることを得るのであります。檢事は右の處分を司法警察官に命令することを得ることは勿論であります。而して本件に付ては本法第十六條に規定する罪以外の罪に關する事件に付ても之を適用することになつて居ることに注意を要するのであります。

二六、辯護人は何故司法大臣の豫め指定したる者でなければならぬのですか

辯護人選任に關しては本法第二十九條に明示するところでありまして、辯護人は司法大臣の豫め指定したる辯護士の中より之を選任することを要することになつて居るのであります。尤も刑事訴訟法第四十條第二項（裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選任スルコトヲ得）の規定の適用を妨げぬことになつて居るのであります。

辯護人の指定權を司法大臣に求めた理由については、當局の主旨とするところは之は別に辯護人を信用しないといふ主旨ではなく、辯護人其の者の中にも本法に協力することを好まない人がないわけでもないのであります。中には治安維持法に依つて處置されたやうな辯護人もあるのでありますから、斯様な一部の特考へなければならぬ人を除く意味に於て司法大臣の豫め指定したる者に委ね、之が事件に當らしめて裁判の促進を圖りたいといふ主旨である様であります。

而して辯護人の數は被告人一人に付二人を超ゆることを得ないのであります。亦辯護人の選任は最初に

定めたる公判期日に係る召喚狀の送達を受けたる日より、十日を経過したるときには之を爲すことを得ないことに注意を要するのであります。尤も已むことを得ざる事ある場合に於ては裁判所の許可を受けたるときはこの限りに在らざるものと定められて居るのであります。

辯護人は審判を公開したる公判廷に於て口頭辯論を爲す場合には國家機密、軍事上の秘密軍用資源秘密又は官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を陳述することを得ないのであります。此の場合に於て辯護人はその事項を記載したる書面を提出して陳述に代ふることを得るものとされて居るのであります。

亦辯護人は訴訟に關する書類の謄寫を爲さんとするときは裁判長又は豫審判事の許可を受くることを要するのであります。此の場合に於ける辯護人の訴訟に關する書類の閲覧は裁判長又は豫審判事の指定したる場所に於て之を爲さなければならぬのであります。

本條に關して議會に於て行はれたる論旨は次の如くであります。

問 辯護士を司法大臣が指定するとは如何

答 あらかじめリストをつくり指定する

問 國家公認の辯護士にあらかじめリストをつくるとは不可解である。被告人の辯護士選定の自由を奪ふことも不可である。辯護士を指定せず裁判所で許可不許可とせば如何、第三十一條の適用につき公開を禁止して辯論せしめては如何

答 公開を禁止してもある程度の人が公判廷に残る一人でも機密を知らせたくないのである

問 辯護士が擔任事件により國家機密を知つた場合如何

答 衆議院議員が秘密會において知つた場合は業務によつて知つたことになる辯護士が事件によつて知つた場合は業務上知つたことにならぬ

問 辯護人指定の手續如何、檢事は司法大臣の指揮命令によつて動くがその司法大臣が辯護人を選定するのは不合理ではないか

答 司法大臣の指定は辯護士からの請求に應じて行はれる。すなはち辯護士から指定の請求を待つて豫め指定するといふ形式をとり、實際の事件の時に指定リストのなかゝら辯護士を選ぶ具體的の事件につき一々辯護人を指定するのではない

二七、本法に依る罪について控訴審を省略したのはどういふ理由ですか

本法三十三條によつて第十六條第一項に掲ぐる罪、又は外國と通謀し若は外國に利益を與ふる目的を以て同條第二項に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に對しては控訴を爲すことを得ないことに定められて居るのであります。尤も右の第一審の判決に對しては直接上告を爲すことを得ることになつて居るのであります。此の場合に於ける上告は刑事訴訟法に於て第二審の判決に對し上告を爲すことを得る理由ある場合に於て之を爲すことを得るといふことになつて居るのであります。而して上告裁判所は之を第二審の判決に對する上告事件に關する手續に依つて裁判しなければならぬのであります。

茲に於て問題となることは從來の三審制度を控訴審を省略して、何故二審制度にしたのかといふ疑問が生じて來るのであります。然して本法の違反事件の如きは極めて重大なる事件なれば、之を慎重にすることを要するわけで却つて之が取調べについては審議に審議を重ねる必要があるのではないかとの質問に對し、當局は斯る事件は慎重の外に敏速に處理する必要があるのであります。何故かと申しますと國家機密を出來得る限り之を一般に知らせたくないからであります。之がために從來の控訴審は省略することになつたが其の事實調べは必らずしも一回やるわけではないのでありまして、大審院に於ても事實調べを爲し得る場合があるのであります。亦傍聽禁止をしても記録が多數の人に渡ることも考へられるのであります。辯護人を制限したといふのも、實は辯護人に信用を置かぬといふのではないのでありまして、辯護人間に傳播する危険性があるからであります。更に他人に漏泄せられることを防止するために記録謄寫を保有する設備のないやうな辯護人を避けたい意味もあることとあります。

而して裁判所は外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て第十六條第二項に掲ぐる罪を犯したものと認めたるときは、その旨を判決に摘示すべきことに定められて居るのであります。右の摘示を爲したる第一審判決に對し上告ありたる場合において上告裁判所が外國と通謀し、または外國に利益を與ふる目的を以て犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顯著なる事由があるものと認むるときには、判決を以て原判決を破毀し事件を管轄控訴裁判所に移送しなければならぬのであります。亦更に本法第十六條に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審判決に對し上告ありたる場合において、上告裁判所が同條に掲ぐる罪を犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顯著なる事由あるものと認むるときには、判決を以

て原判決を破毀し事件を管轄控訴裁判所に移送することを要するのであります。

國家機密の如き重大なる事件の審議は慎重なるを要するため、從來の如く上告裁判所は遅くとも最初に定めたる公判期日の五十日前に、其の期日を上告申立人及對手人に通知することを要する規定であります。が、本法に於ては事件の性質上特に第三十五條に於て上告裁判所は公判期日の通知に付ては刑事訴訟法第四百二十二條第一項（第四百二十二條上告裁判所ハ遅クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ五十日前ニ其ノ期日ヲ上告申立人及對手人ニ通知スベシ）の期間に依らなくともよいことに定められて居るのであります。曩に述べたる如く國家機密の擴大と漏泄を防止するために成るべく、審査を敏速ならしめる主旨に於て裁判所は本章の規定の適用を受くる罪に關する訴訟に付ては、他の訴訟の順序に拘らず速にその裁判を爲すべきことに定められて居るのであります。

二八、本法に關する罪は陪審に附せられるのですか

第十六條に規定する罪に該る事件（陪審法第四條（左ニ掲グル罪ニ該ル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ陪審ノ評議ニ付セズ）

- 一 大審院ノ特別權限ニ屬スル罪
- 二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪
- 三 治安維持法ノ罪
- 四 軍機保護法、陸軍刑法又ハ海軍刑法罪ノ其ノ他軍機ニ關シ犯シタル罪

五 法令ニ依リテ行フ公選ニ關シ犯シタル罪

に規定するものを除くは事件の性質上本法第三十七條の規定によつて之を陪審の評議に附しないことになつて居るのであります。尤も刑事手續に付ては別段の規定ある場合を除くの外は、總て一般の規定を適用することになつて居るのであります。

二九、刑事手續について他の準用すべき法令はどうなつて居りますか

刑事手續について他の準用すべき法令として擧げられて居るものは、本法第三十九條に明かなる如く本章の規定は第廿一條、第廿二條、第廿八條、第廿九條、第卅一條、第卅三條、第卅四條及び第卅七條の規定を除くの外軍法會議の刑事手續に付て之を準用することになつて居るのであります。此の場合に於ては刑事訴訟法第八十七條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百四十三條又は海軍軍法會議法第四百四十三條、刑事訴訟法第四百廿二條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又は海軍軍法會議法第四百四十六條第一項とし第廿四條第二項中刑事訴訟法第十九條第一項に規定する事由ある場合に於てはとあるのは何時にでもとすることに定められて居るのであります。

亦朝鮮及び臺灣に在りては本章に掲ぐる法律は制令又は律令に於て依る場合を含むことになつて居るのであります。朝鮮に在りては第廿二條第三項中刑法第七十三條、第七十五條又は第七十七條乃至第七十九條とあるは刑法第七十三條、第七十五條若は第七十七條乃至第七十九條又は朝鮮刑事令第三條とし第卅五條中刑事訴訟法第四百廿二條第一項とあるは朝鮮刑事令第卅一條とすることになつて居るのであります。

す。更に朝鮮に在りては本章中司法大臣とあるのは朝鮮總督、檢事總長とあるのは高等法院檢事長、檢事長又は檢事正とあるのは覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又は區裁判所檢事とあるのは地方法院檢事となるのであります。臺灣に在りては本章中司法大臣とあるのは臺灣總督、檢事總長又は檢事長とあるのは高等法院、檢察官長檢事正とあるのは地方法院檢察官長、地方裁判所檢事又は區裁判所檢事とあるのは地方法院檢察官又は地方法院支部檢察官、檢事とあるのは檢察官、豫審判事とあるのは豫審判官とすることになつて居るのであります。

三〇、本法施行に當つての経過規定はどうなつて居りますか

本法施行に當つて経過規定として定められて居る事項は次の如きものであります。

- 一 本法施行の期日は勅令を以て別に之を定むることになつて居るのであります。
- 二 本法は内地、朝鮮、臺灣及び樺太にも之を施行することになつて居るのであります。
- 三 第二章の規定は本法施行前公訴を提起したる事件に付ては之を適用しないことになつて居るのであります。
- 四 本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條の規定に依り爲したる捜査手續は本法施行後と雖も仍其效力を有することになつて居るのであります。
- 五 右の捜査手續にして本法に之に相當する規定あるものは之を本法に依り爲したるものと看做すことになつて居るのであります。

三一、本法は緩和、改廢せられるのですか

本問題に關しては衆議院に於て次の如く質疑應答が行はれたのであります。

- 一 本法は戰爭中のゆゑをもつて一般國民もやむを得ぬとするが、本法は恒久法となつてゐるがこれを戰時下における暫定法とされたい
 - 二 本法を國內的にまた政治的に利用されるおそれがありはせぬか、右二點につき政府の所信を承りたい
- との質問に對し柳川法相は左のごとく答へたのであります。

本法が非常に重大な意義を有し、國民にややもすれば不安の感を與へるやの恐れのあることは御説の通りであります。かくの如き法はやむを得ずして制定されるわけでありまして、無論國際情勢がかくの如き非常の國法を必要とする期間に行はるべきものであらうと存じます。従つて國際情勢が平靜に復しかくの如き法令の必要がなくなるか、もしくは減少した場合においては、いづれはほかの立法もしくは本法の改廢などのことも議せられることであらうと存じます。つきにこの法が謀略に國內的に使はれることに關する恐れがあるといふ御意見であります。これは司法當局といたしまして決してかくのごときことをしないこととお誓ひ申してもよからうと思ひます。決してさやうなことはしないことにし、また行政擔任の方とも連絡をいたしまして、本立法の精神たる間諜防止、國家機密の漏洩を豫防する以外にこれを他の目的に利用することは一切いたさないことを確言いたす次第であります。

三二、本法に對する陸軍當局の考方はどうなつて居りますか

陸軍當局が議會に於て本法に對して考へられて居る要旨として述べたるものは大體次の如くであります。「陸軍當局として一番心配して居ることは此の法案に對して國民が非常に御不安がつて居るといふこととであります。果して此の法案が御疑になるやうな不安なものでありますか、どうかといふことについて少し議論になるかも知れませんが、御話し致します。外國の日本に對する秘密戰の遣方は總ての國家と同じく、先づ其の國に向つて宣傳戰といふものをやると同時に、諜報戰といふものもやるのであります。諜報戰といふのは國家の樞要なる内情をさぐるのであります。宣傳戰といふのはその國民を誤らせ、しかるのち謀略を行ふのであります。謀略と申すものは政治的の謀略も、軍事的の謀略も經濟的の謀略もあるものであります。本法案はこれを外國から日本に對する秘密戰的な攻撃を絶對に防止しようといふところに主眼がおいてあるのであります。然らば或議員の御質問のやうに一億一心になれば法案はいらぬのではないかとのこととありますが其の通りであります。

ところが實情はどうであるかと申しますと、變なことを申す様であります。五・一五事件は何によつて起つたか其の行爲は悪い、然し其の源はどこに在つたか二・二六事件でもこの議場を中心にして、ああいふ日本建國以來ないところの、不祥事が惹起したのであります。何が故にしかるかといふと之は日本に乘すべき隙があつたからであります。一億一心でないからであります。實際日本に共產主義といふものがあります。某々國、共產主義國家の最も利用するところの諜報網であり、宣傳線であり謀略網なのであ

ります。日本に自由主義といふものがありますが、これは明治以來日本に擡頭したものであります。この自由主義の結果は上層部において御承知のやうに意識するかせぬか知りませんが、とにかく某々自由主義國家と非常に仲よくしてゐるのであります。日本の不利をも顧みないでいろ／＼のことを向ふに傳へるのであります。また場合によつてはこれらと協力して國礎を危くするやうな經濟謀略も行はれてゐるのであります。

この法案は國防の全體の方面を擔當してゐるものから見ますと、本當の國家をさきほどもいつたやうに外國からの魔手を封鎖して直に日本的なものにすることとあります。これをどん／＼やつて行けば共產主義も必ずなくなり、非日本的な自由主義もなくなりかつて二・二六事件あたりにおいて若い將校が叫んだ憂言もなくなるのであります。然しこの計畫は決してよいことではないのであります。しかしさつき言たところの財閥資本主義は何をしてゐるかといふ叫びが起つた。又共產主義を斷つあまり非日本的なものを攻撃したのであります。當時は忌憚なく申せば世間がすべての人が肯定したごとく——現在ではさうでないが實際自由主義の極致はどうなつたかといふと結局國內の相剋を來したのであります。議會と軍部といふものはたしかに衝突してゐたのであります。そこに變態的な政情が生れて來たのではないか、また財閥は國家あつての日本あつての財閥であるに拘らず、財閥の利益擁護のための國家のごとき態度をとつたことは動かすべからざる事實であります。

これらはこと／＼非日本的な存在であります。本法案の目標は決して國民大衆にあるのではないので

あつて、一切の上層部ならびに某國家の共產主義的策謀を封鎖して日本に對する攻撃を防止し、そして本當の日本的な一億一心にしようとするところの、非常に道徳的な意義をもつてゐるものであるといふとを斷言したのであります。なほ捜査處分をどうするか捜査處分といふものはどこが動くかといふと、先ほども言つたやうな目的であるから日本の防諜機關が動くのであります。わが國は憲兵をもつて完全に防諜機能果してゐるといふことをここに申し上げて置きたいのであります。」

(參考)

國防保安法關係法規

一、國防保安法案理由書

内外ノ情勢ニ鑑ミ國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル重要ナル國務ニ係ル事項ノ漏泄ソノ他帝國ノ國防上ノ利益ヲ害スル惡質ノ行爲ニ對シ嚴重ナル罰則ヲ設クルト共ニ諜報謀略ニ關係アル犯罪事件ニ付特別ノ刑事手續ヲ定メ以テ戰時下國防體制ノ完壁ヲ期スルノ必要アリコレ本案ヲ提出スル所以ナリ

二、國防保安法 (昭和十六年三月六日法律第四十九號)

第一章 罪

第一條 本法ニ於テ國家機密トハ國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノ一ニ適當スルモノ及之ヲ表示スル圖書物件ヲ謂フ

一 御前會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事

二 帝國議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事

三 前二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二條 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國(外國ノ爲ニ行動スル者及外國人ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 前二條ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ國家機

密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 國防上ノ利益ヲ害スベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラルル虞アルコトヲ知リテ外國ニ通報スル目的ヲ以テ外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル情報ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第九條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰

金ヲ併科スルコトヲ得

第十一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八條ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第十三條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十四條 第四條第一項、第八條、第十一條乃至前條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第十五條

本章ニ規定スル犯罪行爲ヲ組成シタル物、其ノ犯罪行爲ニ供シ若ハ供セントシタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除ク外何人ノ所有タルヲ問ハズ檢事之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル物及同項ニ掲グル物ノ對價トシテ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二章 刑事手續

第十六條 本章ノ規定ハ左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付之ヲ適用ス

一 第三條乃至第十三條ノ罪

二 軍機保護法第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十條乃至第十七條、軍用資源秘密保護法第十一條乃至第十五條、第十九條、刑法第二編第三章、陸軍刑法第二十七條乃至第二十九條及此等ニ關スル第三十一條、第三十二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ國家總動員法第四十四條ノ

罪

本章ノ規定ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタル左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

軍機保護法（前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク）、軍用資源秘密保護法（前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク）、要塞地帶法、陸軍輸送港域軍事取締法、明治二十三年法律第八十三號（軍港要港規則違反者處分ノ件）、軍用電氣通信法、國境取締法、刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八章、第二十六章、第二十七章及第四十章、朝鮮刑事令第三條、陸軍刑法第二編第一章（前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク）、第八章及第九十九條、海軍刑法第二編第一章（前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク）、第八章及第一百條、治安維持法、大正十五年法律第六十號（暴力行爲等處罰ニ關スル法律）、爆發物取締規則、匪徒刑罰令（明治三十一年律令第二十四號）、不穩文書臨時取締法、通貨及證券模造取締法、通貨及證券模造取締規則（明治三十六年律令第十四號）、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル法律）、治安警

察法、大正八年制令第七號（政治ニ關スル犯罪處罰ノ件）、外國爲替管理法、關稅法、昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）、船舶法、航空法、電信法、無線電信法並ニ國家總動員法（前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク）ノ罪

第十七條 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル召喚狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲモ記載スベシ

召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得

第十八條 被疑者正當ノ事由ナクシテ前條ノ規定ニ依ル召喚ニ應ゼズ又ハ刑事訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ拘引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾引狀ニ付之ヲ準用ス

第十九條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ檢事又ハ司法警察官之

ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セザルトキハ檢事ハ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十條 刑事訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ拘留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
第十七條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾留狀ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

第二十二條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ區裁判所檢事ハ檢事正ノ許可、地方裁判所檢事ハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ四月ヲ超ユルコトヲ得ズ
治安維持法ノ罪ニ付テハ繼續ノ必要アルトキハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ六月ヲ超ユルコトヲ得ズ

檢事總長又ハ其ノ指揮ヲ受ケタル檢事刑法第七十三條第七十五條又ハ第七十七條乃至第七十九條ノ罪ノ捜査ノ爲特ニ繼續ノ必要アルトキハ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ六月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十三條

勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十四條 檢事ハ被疑者ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

刑事訴訟法第九十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ檢事ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ハ公訴提起前ニ限り證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ證人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ
第十七條第二項及第三項ノ規定ハ證人訊問ニ付之ヲ準用ス

第二十六條 檢事ハ公訴提起前ニ限り押收、搜索若ハ檢證ヲ爲シ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通譯若ハ翻譯ヲ命ジ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令

スルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ押收、搜索又ハ檢證ノ調書及鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問調書ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及證人ノ訊問、押收、搜索、檢證、鑑定、通譯並ニ翻譯ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釋及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 外國船舶又ハ外國航空機法律又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シ當該禁止又ハ制限ニ違反シ當該禁止又ハ制限ニ係ル區域ニ侵入シタル場合ニ於テ檢事捜査ノ爲必要アルトキハ其ノ船舶若ハ航空機ニ對シ指定ノ場所ニ廻航スベキコトヲ命ジ若ハ之ヲ拘留シ又ハ其ノ船舶若ハ航空機ノ長、乗組員及乗客ニ對シ指定ノ場所ニ滞留スベキコトヲ命ズルコトヲ得
檢事ハ前項ノ規定ニ依ル處分ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ第十六條ニ規定スル罪以外ノ罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

第二十九條 辯護人ハ司法大臣ノ豫メ指定シタル辯護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第四十條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第三十條 辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

辯護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 辯護人ハ審判ヲ公開シタル公判廷ニ於テ口頭辯論ヲ爲ス場合ニハ國家機密、軍事上ノ秘密、軍用資源秘密又ハ官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ陳述スルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ辯護人ハ其ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ陳述ニ代フルコトヲ得

第三十二條 辯護人ハ訴訟ニ關スル書類ノ謄寫ヲ爲サントスルトキハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要ス

辯護人ノ訴訟ニ關スル書類ノ閱覽ハ裁判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲スベシ

第三十三條 第十六條第一項ニ掲グル罪又ハ外國ト通謀

シ若ハ外國ニ公益ヲ與フル目的ヲ以テ同條第二項ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲スベシ

第三十四條 裁判所ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ第十六條第二項ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタルトキハ其ノ旨ヲ判決ニ摘示スベシ前項ノ摘示ヲ爲シタル第一審判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スベシ

第十六條ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同條ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキ亦前項ニ同ジ

第三十五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第三十六條 裁判所ハ本章ノ規定ノ適用ヲ受ケル罪ニ關スル訴訟ニ付テハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ

第三十七條 第十六條ニ規定スル罪ニ該ル事件（陪審法第四條ニ規定スルモノヲ除ク）ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付セズ

第三十八條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第三十九條 本章ノ規定ハ第二十一條、第二十二條、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十三條、第三十四條及第三十七條ノ規定ヲ除クノ外軍法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百三條又ハ海軍軍法會議法第四百三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六條第一項トシ第二十四條第二項中刑事訴訟法第十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハトアルハ何時ニテモト

第四十條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ本章ニ掲グル法律ハ制令又ハ律令ニ於テ依ル場合ヲ含ム

朝鮮ニ在リテハ第二十二條第三項中刑法第七十三條、第七十五條又ハ第七十七條乃至第七十九條トアルハ刑法第七十三條、第七十五條若ハ第七十七條乃至第七十九條又ハ朝鮮刑事令第三條トシ第三十五條中刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第三十一條トス

朝鮮ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢察總長トアルハ高等法院檢察長、檢察長又ハ檢察正トアルハ覆審法院檢察長、地方裁判所檢察事又ハ區裁判所檢察事トアルハ地方法院檢察事トス

臺灣ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ臺灣總督、檢察總長又ハ檢察長トアルハ高等法院檢察官長、檢察正トアルハ地方法院檢察官長、地方裁判所檢察事又ハ區裁判所檢察事トアルハ地方法院檢察官又ハ地方法院支部檢察官、檢察事トアルハ檢察官、豫審判事トアルハ豫審判官トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ内地、朝鮮、臺灣及樺太ニ之ヲ施行ス
第二章ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テ
ハ之ヲ適用セズ
本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依

リ爲シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有
ス
前項ノ捜査手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノ
ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

終



昭和十六年三月十五日印刷
昭和十六年三月二十日發行

問答 國防保安法早わかり
定價 五拾錢

編者 商工經營研究會

發行 大 同 書 院
者 大 同 書 院
社 大 同 書 院
代 表 者 松 本 善 次 郎

發 兌

大 阪 市 北 區 上 三 丁 目 八 番 地
電 話 三 一 九 七 二 番
大 阪 市 東 區 大 阪 三 丁 目 八 番 地
電 話 一 六 五 三 五 七 五 番
大 阪 市 神 戶 區 神 戶 二 丁 目 八 番 地
電 話 二 八 二 二 八 番

大 同 書 院

(大 同 書 院 印 刷 製 本 部)

商工經營研究會編

陸軍利潤統制の解説	千價 〇・六〇
問答式 解説 一〇・七七	千價 二・八〇
九・一八價格停止令の解説	千價 二・七〇
統制經濟違反事件と其の判例	千價 一・二〇
戰時貿易統制令の解説	千價 一・八〇
國家總動員關係法令總攬	千價 一・五〇
國家總動員關係法令總攬(續編)	千價 二・九〇

大 同 書 院 發 兌

商工經營研究會編
於變下ニ
ケル

物資非常管理法令集

千各・一〇

一輯 一〇〇〇	二輯 一・五〇	三輯 一・七〇	四輯 一・八〇
五輯 一・二〇	六輯 一・五〇	七輯 一・六〇	八輯 一・六〇
九輯 一・六〇	十輯 一・六〇	十一輯 一・四〇	十二輯 一・五〇
十三輯 一・六〇	十四輯 一・八〇	十五輯 一・九〇	十六輯 一・八〇

大阪商大教授 陶山誠太郎著

軍需品工場の原價計算

千價 三・五〇

某軍需工場計理課長 岸谷梧郎著

軍需品工場原價計算要綱の解説

千價 三・〇〇

大同書院編輯部編

時局重要法令集

千價 一・五〇

元大阪府工場課勞災係長 石川海一郎著

工場扶助の實際知識

千價 一・二〇

大 同 書 院 發 兌

工商經營研究會編

問答式 會社經理統制令の解説	千價 一・三〇
早解 會社經理統制令手續編	千價 〇・八〇
會社經理統制令申請報告用紙	千價 四・七〇
會社經理統制令 (條文集)	千價 〇・八〇
問答式 青少年雇入制限令	千價 〇・六〇
銀行等資金運用令 臨時資金調整法 の解説	千價 一・七〇
問答式 外國爲替管理法 <small>改正事項</small> の解説	千價 一・〇〇

大 同 書 院 發 兌

産業報國會
囑託

中村憲著

職場の常會

B列六判

價・六〇

千・〇六

企劃院調査官 陸軍中佐 鈴木嘉一

鈴木調査官序 町内會、部落會、隣組等に於ては常會によつて心からの融和が出来、國民生活萬般の要求をも受け入れて大政を翼賛し奉るふと云ふ、一億國民の熱意が今や全國的にも上り、すばらしい勢で發展してゐるが、工場方面に於ては所謂職域奉公の實踐は、産業報國會などの組織の完成と相俟つて、各層の組織體が常會を開く——即ち職場常會の必要を私はかね／＼熱望してゐたものであるが、このたび中村憲氏の「職場の常會」と題する著書を拜見し、美しい幾多の生きた實話により、これこそは職場常會の眞精神を伝えるものであると確信し、あえて江湖に御紹介するものである。

今や、皇國産業人への期待は益々重大性を加へて議論よりも實行を要望されつゝあり、此ためには先づ心構へを養ふことが肝要である。之が本書により達成せらるゝと云ふとは定に欣快にたえぬところである。——三企劃院第二部室にて

産業報國運動の推進!! 之は一つの難問題である。だが此根本問題をしかも平易に扱ふ事が出来るならば、誠に喜ばしい福音といはねばなるまい。即ち産報は先づ職場内の組織として職場の常會をつくる事である。その常會の作り方、用ひ方を青年、婦人、壯年と夫々の角度から、更にまた職場と家庭との連絡融合について實例をあげ、誰がよんでも納得の出来るやうに平易に説明したのが本書である。

修養團參事

關西道場主事

橋本文太編

産業報國 教典

(ポケット型携帯至便)

價 三・〇〇

全産業戦士におくる大同書院の奉仕版

本書を實踐し、職域奉公の實を擧げられよ

大 同 書 院 道 新 田 梅 區 北 阪 大
番 八 三 二 一 八 京 東 替 振 番 二 七 九 一 三 阪 大 替 振

厚勞産鳴
生働業
省長會託

持永義夫
中村憲
字題夫義永持
著憲村中

働人

最新刊

B列六判
價一・三〇
千・一〇〇

産業報國運動は全國的に素張らしい勢で擴がつて居るが、現状には尙飽足らぬものがある。それには經營者と勞務者と身分的氣分が邪魔をしてゐるからとも言へる。そうした惱みに捉はれないで肚の底から精神的融合が出来れば此運動は怒濤の勢ひをもつて進められるであらう。實に本書はその爲めに生れたものだ!!

「推薦」

大日本産業報國會總務局長
君 島 清 吉

いま、日本は、堂々世界にむかつて東亞新秩序の建設を宣示し、その實現に向つて奮進してゐる。これが實現のためにはわれわれは上下を擧げて、全く新しい態勢をとらねばならぬ。かゝる時代轉換の眞唯中にあつて、いまほど産業人に對し、大きく、しかも烈しい期待を以て注視せらるゝときを見ないことを思ふとき、われわれ産業人は逞しい實踐力を以て、荊棘の道を開拓し、苦難に徹して苦難に克ち、職場を臣道實踐の道場として、念じ、行じ、産業一體の主張に趨いて國力の根底に培ふところがなくてはならない。これやがて産業報國道の顯現に外ならない。

いま同志中村憲君は「働く人」を世に問ふこととなつた。君の産業觀と産業人觀を通じて、働く人の産業報國道が、どうあるべきかをわれわれは示唆せらるゝところが少くない好著であると思ふ。いまこそわれわれは、黎明期の上るこびを味得しながら、産業人の使命觀に立つて、先驅者の道をまっしぐらに進まうではないか。

大 阪 大 替 振 道 新 田 梅 區 北 阪 大 替 振
院 書 同 大 道 新 田 梅 區 北 阪 大 替 振
東 京 東 替 振 神 田 梅 區 北 阪 大 替 振
駿 河 三 八 三 番 三 八 三 番 三 八 三 番

日本控

919 國 219 號 年 月 日

問答式 國防保安法早わかり

備考





子細出月一紙

P12

厚勞産鳴
生働業
省長會託

持永義夫
中村憲
字題著

働人

最新刊

B列六判
價一・三〇
千・一〇〇

産業報國運動は全國的に素張らしい勢で擴がつて居るが、現狀には尙飽足らぬものがある。それには經營者と勞務者と、の身分的氣分が邪魔をしてゐるからとも言へる。そうした惱みに捉はれないで肚の底から精神的融合が出来れば此運動は怒濤の勢ひをもつて進められるであらう。實に本書はその爲めに生れたものだ!!

「推薦」

大日本産業報國會總務局長

君 島 清 吉

いま、日本は、堂々世界にむかつて東亞新秩序の建設を宣示し、その實現に向つて邁進してゐる。これが實現のためにはわれわれは上下を擧げて、全く新しい態勢をとらねばならぬ。かゝる時代轉換の眞唯中であつて、いまほど産業人に對し、大きく、しかも烈しい期待を以て注視せらるゝときを見ないことを思ふとき、われわれ産業人は逞しい實踐力を以て、荆棘の道を開拓し、苦難に徹して苦難に克ち、職場を巨道實踐の道場として、念じ、行じ、産業一體の主張に趨いて國力の根柢に培ふところがなくてはならない。これやがて産業報國道の顯現に外ならない。

いま同志中村憲君は「働人」を世に問ふこととなつた。君の産業觀と産業人觀を通じて、働く人の産業報國道が、どうあるべきかをわれわれは示唆せらるゝところが少くない好著であると思ふ。いまこそわれわれは、黎明期のよろこびを味得しながら、産業人の使命觀に立つて、先驅者の道をまっしぐらに進まうではないか。

大 同 書 院 東 京 東 替 振 道 新 田 梅 區 北 阪 大
番 八 三 二 一 八 京 東 替 振 道 新 田 梅 區 北 阪 大
番 八 三 二 一 八 京 東 替 振

326.8
SH96



.50

Blank page with a small white label on the left edge.